


「平成 27 年度 人権問題に関する市民意識調査」
分析報告書

平成 29 (2017) 年 8 月

 大 阪 市

大阪市では、すべての市民の人権が尊重されるまちをめざし、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、市民との協働のもと、積極的に人権行政を推進しています。

その一環として、様々な人権問題の解決に向けて、市民意識の変化、動向を把握するため、「人権問題に関する市民意識調査」を5年ごとに実施しており、平成27年度においても同調査を実施し、その集計結果をとりまとめ公表したところでは、

主な集計結果を以下に示します。まず、人権に「関心がある」または「少し関心がある」と回答した人が65.0%となる一方で、「大阪市は人権が尊重されているまちであると思うか」については「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した人は43.9%でした。

個別の人権課題についての関心は、こども、個人情報、高齢者、障がい者など日常生活で身近な人権課題に高い関心が向けられる一方、性的指向が少数派の人々、アイヌの人々、性同一性障がいの人々、ホームレスなどの人権への関心は低いという結果でした。

差別に関する基本的な認識については、「差別意識をもつこと、差別行為を行うことは、許されないものである」という考えに肯定的な回答をする割合が高い(88.0%)という結果でした。

同和問題に関しては、結婚相手を考える際に気になることについて「同和地区出身者であるかどうか(自身の場合)」を選んだ人が20.3%、住宅を選ぶ際に「同和地区の地域内である」場合に避けると思うと回答した人が54.0%でした。また、同和問題に関する差別意識の現状として、「さらに強くなっている」が0.7%、「現在も残っている」が30.6%、「薄まりつつある」が26.6%、「もはや残っていない」が5.0%、「わからない」が32.4%という結果でした。

このほかにも、市民意識調査ではさまざまな結果が得られたところですが、その意味するところや傾向を詳細に分析し、そうした結果が生み出された要因・背景等について考察することにより、今後、市民の人権意識を高めていくうえでの有効な方策を検討・立案していく際の参考とすることが重要であるため、さらに調査結果の詳細分析を行うこととしました。

分析にあたっては、専門的見地が必要であることから、人権問題及び社会調査分野において豊富な見識をお持ちである 神原文子 神戸学院大学現代社会学部教授 並びに 西田芳正 大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授 に依頼しました。

両教授にはそれぞれ異なった手法を用いて、多元的に分析を行っていただき、市民の人権意識向上に向けた現状と課題について明らかにしていただいたことを、深く感謝申し上げます。

神原文子教授には、人権意識および差別意識を測定する尺度を作成のうえ、平成 22 年度調査と 27 年度調査の結果の比較も行いながら、人権意識や差別意識に変化が見られるかどうかを検討し、人権意識や差別意識に影響する要因について分析を行っていただきました。

その分析結果の主な内容は次のとおりです。

人権推進支持意識尺度（差別をなくすための取組みを支持する意識の度合い）、被差別責任否定意識尺度（差別の責任は差別される側にもあるという考え方を否定する意識の度合い）を作成。

- ・ 人権推進支持意識は、高齢、若齢よりも中年において、やや高い傾向がみられる。
- ・ 被差別責任否定意識は、高齢よりも若齢において高い傾向がみられる。

- ・ 被差別責任否定意識は、平成22年度よりも27年度のほうが高いが、人権推進支持意識は、逆に、平成22年度よりも27年度のほうが低くなっている。
- 結婚相手を考える際の条件として、「階層（職業、学歴、経済力等）気にせず」尺度、「同和地区気にせず」尺度、「宗教気にせず」尺度、「国籍民族気にせず」尺度、「障がい気にせず」尺度を作成。
- ・ 平成22年度と27年度とに、結婚相手を考える際に気になる傾向に大きな差はみられない。
 - ・ 男性よりも女性のほうが、結婚相手を考える際に「階層気にせず度」、「宗教気にせず度」が低い傾向にある。
 - ・ 年齢が低いほど、「階層気にせず度」が低い傾向にあり、逆に、「同和地区気にせず度」は年齢が高いほど低い傾向にある。
 - ・ 「宗教気にせず度」は、中年層において低い傾向にあり、「国籍民族気にせず度」は、10代のみ高いことがわかる。

反忌避意識尺度（住宅を選ぶ際に特定の地域を避けることを否定する意識の度合い）を作成。

- ・ 反忌避意識は、性別とも年齢とも関連があるとはいえない。
- ・ 平成22年度と27年度とに、市民の反忌避意識に有意な差は見られない。
- ・ 学歴が高いほど、暮らし向きが良いほど反忌避意識は低い傾向がみられる。

同和問題理解尺度（学校をはじめ、さまざまな機会と同和問題学習を受けて、理解が深まった意識度合い）を作成。

- ・ 同和問題の理解度は、年代が下がるほど低下している。
- ・ 同和問題の理解度は、学歴が高くなるほど、高い傾向にある。
- ・ 同和問題の理解度が高くなるほど、人権推進支持意識、被差別責任否定意識、反忌避意識が高くなる。

- ・ 同和問題の理解度が高くなるほど、結婚相手を考える際に、同和地区出身を気にしない傾向がある。
- ・ 同和問題の理解度が高いほど、差別意識や偏見が現在も存在しているという認識をもつ傾向がある。

次に、西田芳正教授の分析では、個別の設問に対する回答に注目し、必要に応じて他の項目との関連や過去の調査の同一設問との比較などの検討も加え、さらに、調査票の末尾に置かれた自由記述欄および各質問の「その他」の選択肢に設けられた空欄に記された内容についても重要な情報として分析に繰り込んでいくことで、市民の人権意識に関わる特徴を明らかにしていただきました。その分析結果の主な内容は次のとおりです。

回答者の特性と生活状況

- ・ 回答者属性の特徴として、社会全体の状況を反映して、高齢化をはじめ、高学歴化、非正規雇用の増加傾向がみられる。人権に関する意識は年齢と関連するケースが多く、結果の読み取りに際しては、年齢別の分析が不可欠。
- ・ 「暮らし向き」について 3 割前後の人々が自身の生活について「よくない」と受け止めている。

人権問題に関する意識状況

- ・ 暮らし向きが「よくない」とした人々のうちの 4 割近くが「人権に関心がある」と回答。
- ・ 個別の人権課題に関する意識状況では、子ども、高齢者、障がい者など、身近な人が当事者であったり、自分がそうなる可能性の高い人権課題に高い関心が向けられている。対して、外国籍住民、同和問題等の関心が

低い。

- ・ 差別に関する基本的な認識では、差別を許さず、なくすための教育や行政の働きかけが必要だとする意識をほとんどの回答者が持っている反面、差別されている人への自己責任を問う意識が個人のなかで並存している場合が少なくない。

大阪市の人権問題への取組みに関する意識状況

- ・ 大阪市の人権問題への取組みに関する意識状況では、「大阪市は人権が尊重されているまち」であるかについての回答状況は年齢で大きく異なり、若い世代ほど否定的な評価が多くなる。
- ・ 大阪市の取組みの必要性については、個人情報、こども、北朝鮮当局による拉致問題等が特に必要という回答が多い。対して、女性、外国籍住民、ヘイトスピーチ、ホームレス、同和問題等の回答が低い。

同和問題と外国籍住民に関する意識状況

- ・ 結婚に際しての差別について、同和地区の人が結婚する際「反対されることがある」と約6割の人が答えており、平成17年、平成22年に大阪府が行った調査の結果とほとんど変化はない。近い将来、差別をなくすことができるかどうかの展望については、「なくすのが難しい」との回答は以前の調査に比して増加傾向が見られ、今回の調査について年代別に見ると、とくに若い世代でこの回答が多くなっている。
- ・ 就職に際しての差別状況について、同和地区の人が不利になるとの回答は48.2%。「なくすのが難しい」との回答は、先の結婚差別と同様、過去の調査に比して増加傾向が見られる。
- ・ 同和問題に関する差別や偏見が残っているかについては、「わからない」とする者の率が若くなるほど高くなっている。

- ・ 差別・偏見が残っている理由として、昔から引き継がれた偏見や差別意識が、インターネットなど新しい経路も含めて伝えられることに加えて、行政から優遇されている、不当な利益を要求しているなど差別を受ける当事者の側や行政の姿勢に原因や理由を求めるといふ、2つの考え方が主なものとなっている。
- ・ 同和問題を知ったきっかけについては、身近な人の話と学校の授業を通して知った人が多数という傾向は変わっていないが、学校の授業を通して知ることが若い世代で少なくなっている傾向がある。
- ・ 自由記述欄への書き込みには、同和問題に対する行政の姿勢（同和地区を優遇しすぎだ等）を問題とするものが少なくなき、また、同和地区の住民の側に責任を求めるもの、同和問題について学校で教えることや行政が扱うことへの批判（同和問題はなにもしなければ忘れられる等）一方で、教育や啓発等、行政の取組みについて積極的に評価する記述があった。
- ・ 外国籍住民の増加について、トラブルの増加や治安の悪化を危惧する人が半数いると同時に、プラスに評価する回答も4割前後あり、「多文化共生」という考え方については多数が賛意を示している。

市民の人権意識と行政の課題

- ・ 同和問題については、「行政の姿勢」についての誤解が根強く持たれていることについての手立てが急がれる課題である。「いまでも同和地区の人が、行政から優遇されていると思うから」という回答が「差別意識や偏見がなくなる理由」として二番目に多く選択されている。同和対策事業は平成14年の地対財特法（地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律）失効とともに終了していること等について市

民に理解を求める発信が課題である。

- ・ 特に注目すべきは若い世代の意識のありよう。同和問題について学校の授業を通して知ることが若い世代で少なくなっているなか、「知らない」、「わからない」とする回答が増え、さらに「なくすのは難しい」という意識が他の年代より多くなっている。同和問題について「知らない」でいるこどもや若者に対しては、身近な人々から、それに加え、インターネットを通して情報が伝えられる傾向が強く、「差別は仕方ないもの。同和問題はなくなる。」といった受け止め方が広がっているのではないか。
- ・ 若い世代に対し、学校教育や啓発で同和問題をどのように伝えていくのかという課題について、その内容や方法に関して、今日まで蓄積された成果をもとに再構築することが重要である。

以上のように、両教授の分析を通じて、市民の人権意識のさまざまな現状と課題を明らかにしていただきました。具体的な分析内容については、このあとに掲載していますのでご参照ください。

今後、大阪市としては、今回行った詳細分析から見てきた現状と課題も踏まえ、「人権が尊重されるまち」の実現に向けて人権施策を効果的に実施していく必要があると考えています。市民の皆様方には、人権施策の推進に対しまして、なにとぞ、ご支援・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成 29 (2017) 年 8 月

大阪市民局ダイバーシティ推進室

目次

1 分析報告書

(1) 平成 27 年度人権問題に関する市民意識調査（詳細分析）

神戸学院大学現代社会学部教授 神原 文子 …………… 1

(2) 大阪市民の人権問題・同和問題に関わる意識と行政の課題

大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授 西田 芳正 …………… 29

2 資料

「人権問題に関する市民意識調査」調査票（平成 27 年 12 月）

1 分析報告書

平成 27 年度人権問題に関する市民意識調査（詳細分析）

神戸学院大学現代社会学部教授 神原 文子

1 はじめに

大阪市では、「平成 22 年度人権問題に関する市民意識調査」（以下では、「平成 22 年度調査」と略記する）から 5 年経ち、大阪市民の現在の人権意識の実態を把握するとともに、5 年間の人権学習や人権啓発の効果を検証すべく、「平成 27 年度人権問題に関する市民意識調査」（以下では、「平成 27 年度調査」と略記する）を実施した。

「平成 22 年度調査」では、まず、以下のような人権意識を測る尺度、および、差別意識を測る尺度を作成した。尺度は以下のとおりである。

〈排除問題意識尺度〉 社会的『弱者』を排除することを問題視する意識の度合い

「問題あり」4 点、「どちらかといえば問題あり」3 点、「どちらかといえば問題なし」2 点、「問題なし」1 点の 4 件法。点数が高いほど人権意識が高い。

- ・外国人であることを理由に、マンションなど住宅の入居を拒否すること
- ・障がい者であることを理由に、マンションなど住宅の入居を拒否すること
- ・ホテルや旅館がハンセン病回復者などの宿泊を断ること
- ・結婚する際に、興信所や探偵業者などを使って相手の身元調査を行うこと
- ・景気の悪化などを理由に、まず外国人労働者から解雇すること

〈体罰問題意識尺度〉 子どもへの体罰を問題視する意識の度合い

「問題あり」4 点、「どちらかといえば問題あり」3 点、「どちらかといえば問題なし」2 点、「問題なし」1 点の 4 件法。点数が高いほど人権意識が高い。

- ・教師が子どもの指導のために、ときには体罰を加えることも必要だと考えること
- ・保護者が子どものしつけのために、ときには体罰を加えることも必要だと考えること

〈人権推進支持意識尺度〉 差別をなくすための取組みを支持する意識の度合い

「そう思う」5 点、「どちらかといえばそう思う」4 点、「どちらかといえばそう思わない」2 点、「そう思わない」1 点、「わからない」3 点の 5 件法。点数が高いほど人権意識が高い。

- ・あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある
- ・差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要だ
- ・差別問題に関心な人にも差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である
- ・差別される人の話をきちんと聴く必要がある
- ・差別は法律で禁止する必要がある

〈被差別責任否定意識尺度〉 差別の責任は差別される側にもあるという考え方を否定する意識の度合い

「そう思う」1点、「どちらかといえばそう思う」2点、「どちらかといえばそう思わない」4点、「そう思わない」5点、「わからない」3点の5件法。点数が高いほど人権意識が高い。

- ・差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い
- ・差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ
- ・差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりがない
- ・差別に対して抗議や反対をすることによって、より問題が解決しにくくなることが多い

〈差別容認否定意識尺度〉 差別を容認する考え方を否定する意識の度合い

「そう思う」5点、「どちらかといえばそう思う」4点、「どちらかといえばそう思わない」2点、「そう思わない」1点、「わからない」3点の5件法。点数が高いほど人権意識が高い。（*は、点数を逆にする意）

- ・差別は世の中に必要なこともある*
- ・差別は、人間として恥ずべき行為の一つだ
- ・どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ*

〈結婚排除否定意識尺度〉 結婚に際して出身地や国籍などが気になることを否定する意識の度合い

「気になる」として選択：1点、選択しない：2点の2件法。点数が高いほど人権意識が高い。

- ・同和地区出身者かどうか
- ・国籍・民族
- ・相手やその家族に障がいのある人いるかどうか
- ・家柄
- ・離婚歴
- ・相手やその家族の宗教
- ・学歴

〈反忌避意識尺度〉 住宅を選ぶ際に特定の物件を避けることを否定する意識の度合い

「避けると思う」1点、「どちらかといえば避けると思う」2点、「どちらかといえば避けないと思う」4点、「まったく気にしない」5点、「わからない」3点の5件法。点数が高いほど人権意識が高い。

- (住宅が)
- ・同和地区の地域内である
 - ・小学校区が同和地区と同じ区域になる
 - ・近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる
 - ・近隣に外国籍の住民が多く住んでいる
 - ・近くに精神科病院や障がい者施設がある

これらの尺度を用いて、以下の視点について分析を行い、囲み内の知見を得た。

<視点1> 過去の人権問題の学習経験が現在の人権意識にどのような影響を与えているか。

- 何らかの人権学習を受けた人は、受けていない人よりも「排除問題意識」や「被差別責任否定意識」が高い傾向にある。
- 様々な人権学習の中で、「結婚排除否定意識」や「反忌避意識」を高める上で効果がみられる内容は多くない。
- 子どもへの体罰は問題であるという「体罰問題意識」を強める効果が認められる人権学習は多くない。
- 市民対象の講座等での学習が特に役に立った（一番印象に残っている）という人では「人権推進支持意識」が有意に高かったり、職場の研修での学習が特に役に立った（一番印象に残っている）という人では「差別容認否定意識」が有意に高かったりする傾向がみられる。
- 小学校、中学校、高校での学習が特に役に立った（一番印象に残っている）と回答した人において、有意な効果が認められない。

<視点2> 同和地区に対する差別意識（負のイメージ）が形成される要因はなにか。

- 身近な人々からの情報は「反集団優遇イメージ」を低くし、公的な啓発は「人権交流イメージ」を高める上での影響がみられる。
- 「自分の身近にいる人が話している内容などから」、「インターネット上の情報やメディアによる報道、書籍などからの情報で」という場合、「反集団優遇イメージ」を低くする働きをしている。
- 「以前、同和地区あるいはその近くに住んでいて、その時の印象から」、「同和地区に友人（知人）が住んでいて、その人からの話で」といった直接的な身近な経験が「反集団優遇イメージ」を低くした傾向がみられる。
- 「学校時代の学習経験や地域・職場での研修などから」、「地方公共団体や民間啓発団体などの啓発資料から」という場合、「人権交流イメージ」が高くなる傾向がみられる。
- 「同和地区の人たちは就職するときに不利になる（結婚する際に反対される）」と認識しており、なおかつ、「近い将来なくすのは難しい」と認識している人ほど「反集団優遇イメージ」は低い傾向にある。
- 「同和地区の人たちは結婚する際に反対される」と認識していても、近い将来「完全になくせる」あるいは「かなりなくすことができる」と考えている人は、「なくすのは難しい」と考えている人よりも「人権交流イメージ」が高い傾向にある。
- 同和地区の人たちは「就職するときに不利になることがある」あるいは「結婚する際に反対されることがある」と認識しており、なおかつ、「近い将来なくすのは難しい」と認識している人ほど「反忌避意識」は低い傾向にある。
- 同和問題についての学習が特に役に立った（一番印象に残っている）と回答した人とそうでない人との間で、「反集団優遇イメージ」についても「人権交流イメージ」についても有意差はみられない。

<視点3> 同和問題に関する人権意識と、他の人権課題や差別に対する意識との間に差異はあるか。

- 人権意識の高い人ほど「反集団優遇イメージ」は高い傾向にある。
- 同和地区に対する肯定的なイメージと「人権推進支持意識」、「被差別責任否定意識」とは関連が高い。ただし、「体罰問題意識」とは関連がみられない。

<視点4> 同和問題に関する差別意識がなくなる理由と、同和問題を解決するために効果的な方策との関係性

同和問題における現状認識として

- 「差別意識は薄まりつつあるが、まだ残っている」と認識している人々において、「被差別責任否定意識」が最も高い。
- 「差別意識はもはや残っていない」と認識している人々において、「差別容認否定意識」、「結婚排除否定意識」、「反忌避意識」、「人権交流イメージ」が最も高い。
- 「差別意識はさらに強くなっている」あるいは「差別意識は現在もあまり変わらず残っている」と認識している人々の人権意識が高いとは一概にはいえない。

<視点5> 人権問題に対する意識と実際の行動パターンとの関係性

- 「排除問題意識」、「人権推進支持意識」、「被差別責任否定意識」、「差別容認否定意識」、「結婚排除否定意識」、「反忌避意識」、「人権交流イメージ」が高いほど、誰かが差別的な発言をした時に積極的な態度を取る傾向にある。
- 誰かが差別的な発言をした時の態度は人権意識の高さと関連し、人権意識の高い人ほど「差別的な発言があったことを指摘して、差別について話し合う」、「表立って指摘はしないが、差別はいけないことを何とか伝えようとする」傾向にある。他方、「表向き話をあわせて相づちを打ったり、自分も差別的な言葉を口にしたりしてしまう」という人は、そうでない人よりも、「排除問題意識」が低い傾向にある。
- 差別的な発言に対する態度については、「反忌避意識」、「排除問題意識」、「人権推進支持意識」の影響力が高い。

<視点6> 結婚における問題意識と他の差別事象との関係性

- 「排除問題意識」、「反忌避意識」、「人権推進意識」の低い人々ほど、結婚相手を考える際に「学歴」、「職業」、「家柄」、「離婚歴」、「相手やその家族に障がいのある人がいるかどうか」、「ひとり親家庭かどうか」、「国籍・民族」、「相手やその家族の宗教」、「同和地区出身者かどうか」が気になる傾向にある。
- 「同和地区出身者かどうか」、「相手やその家族に障がいのある人がいるかどうか」、「国籍・民族」、「ひとり親家庭かどうか」、「家柄」が、結婚相手を考える際に気になる

とする人々は、「反忌避意識」が極めて低い傾向にある。

- 近い将来、同和地区の人々に対する結婚差別をなくすのは難しいと考えている人ほど、結婚相手を考える際に「同和地区出身者かどうか」が気になる傾向にある。
- 「差別の社会化」を経験して、「賛同」あるいは「容認」した人ほど、結婚相手を考える際に「同和地区出身者かどうか」が気になる傾向にある。

<視点7>住宅を選ぶ際、同和地区の物件を避ける意識を有する者と、同和問題に関する差別がなくなる理由との関係性

- 「同和地区の地域内の物件は避けると思う」理由としては、「治安の問題などで不安があると思うから」、「生活環境や文化の違い、言葉の問題などでトラブルが多いと思うから」が多い。

平成22年度の市民意識調査において、得られた知見は少なくない。

しかし、振り返ってみると、尺度の妥当性については、再度、検討する必要がある。また、市民の人権意識の高さや差別意識の強さに影響する要因について、5年前と同様の結果が出るかどうかを再確認することにより、知見の信頼性を高める必要がある。そのうえで、新たな分析手法を用いて、より説得力の高い知見を導くことも必要である。

なによりも、平成22年度調査と平成27年度調査において、市民の人権意識や差別意識に変化が見られるかどうかを検討し、変化が見られる場合には、その要因について検討することである。

ただ、「平成22年度調査」と「平成27年度調査」とでは、質問項目がずいぶんと変わっており、比較できる項目は限られている。また、尺度づくりについても、同じ尺度を用いて比較するには限界が大きい。5年前と同じ設問についてのみ、再度、尺度化を試みる。

そのうえで、人権意識に影響する要因、および、差別意識に影響する要因を中心に分析を行うことにする。

2 分析課題

分析課題は以下のとおりである。

- a 人権意識および差別意識を測定する尺度を構成する。
- b 2010年と2015年度と、市民の人権意識や差別意識を比較する。
- c 人権意識および差別意識に影響する諸要因について検討する。

3 人権意識を測る尺度づくり

最初に、人権意識を測る尺度を構成する。今回、作成する尺度は、いずれも、人権意識の高さを測る尺度とする。

(1) 人権意識を測る尺度づくり

問3では、「差別」についての11の考え方について賛否を問うている。すなわち、差別に反対し、人権を尊重する意識が高いかどうかを判断するための質問である。

問3の11項目を用いて人権意識尺度を作成にあたり、個々の項目を人権意識が高いほど点数が高くなる順序尺度に作り変えるために、以下のようにカテゴリーに点数を与える。すなわち、「1 差別意識をもつこと、差別行為を行うことは、許されないものである」「2 差別をなくすために、行政が努力する必要がある」「4 差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要である」「5 差別されている人々が、差別の現実や不当性を強く社会に訴える必要がある」「6 差別は法律で禁止する必要がある」「8 差別意識をなくし人権意識を高めるための啓発や教育を行う必要がある」「9 差別問題についてきちんと理解するためには、差別されている人々との交流を深める必要がある」「10 差別されている人の話をきちんと聴く必要がある」は、「そう思う」5、「どちらかといえばそう思う」4、「わからない」3、「どちらかといえばそう思わない」2、「そう思わない」1とする。また、「3 差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある」「7 差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い」「11 差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい」は、「そう思う」1、「どちらかといえばそう思う」2、「わからない」3、「どちらかといえばそう思わない」4、「そう思わない」5とする。

表1は、11項目の記述統計である。無回答は分析から削除している。以下同様である。

表1 「差別」についての考え方に関する項目の記述統計

「差別」についての考えに関する項目	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
1差別意識をもつこと、差別行為を行うことは、許されないものである*	731	1	5	4.3	0.9
2差別をなくすために、行政が努力する必要がある*	731	1	5	4.1	1.1
3差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある	732	1	5	2.9	1.4
4差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要である*	732	1	5	3.8	1.2
5差別されている人々が、差別の現実や不当性を強く社会に訴える必要がある	732	1	5	2.5	1.2
6差別は法律で禁止する必要がある*	736	1	5	3.4	1.3
7差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い	734	1	5	3.1	1.3
8差別意識をなくし人権意識を高めるための啓発や教育を行う必要がある*	728	1	5	4.1	1.1
9差別問題についてきちんと理解するためには、差別されている人々との交流を深める必要がある*	731	1	5	3.6	1.2
10差別されている人の話をきちんと聴く必要がある*	735	1	5	4.0	1.1
11差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい	735	1	5	3.7	1.4

注: 点数の高いほど、人権意識が高いことを意味する。

そこで、これらの項目について、多変量解析の手法の1つである因子分析の方法を用い

て、これら人権意識の背後にある因子を探るとともに、析出された因子をもとに、人権意識を測る尺度を作成する。

最尤法ならびに斜交回転の一種であるプロマックス回転を用いて因子分析を行い、表2のような3因子を析出した。それぞれの因子の解釈においては、因子負荷量が0.300以上を示す項目を判断材料とした。

第1因子で因子負荷量が高い項目は、「4 差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要である」（因子負荷量0.769、以下の丸括弧内の表記も同様）、「2 差別をなくすために、行政が努力する必要がある」（0.762）、「6 差別は法律で禁止する必要がある」（0.520）、「5 差別されている人々が、差別の現実や不当性を強く社会に訴える必要がある」（0.400）、「1 差別意識をもつこと、差別行為を行うことは、許されないものである」（0.373）であり、これらは差別をなくすために公的支援策を支持する意識を示していることから「**人権推進支持意識**」因子と解釈する。第2因子は、「10 差別されている人の話をきちんと聴く必要がある」（0.903）、「9 差別問題についてきちんと理解するためには、差別されている人々との交流を深める必要がある」（0.648）であり、差別されている人々と交流することにより人権推進を図ろうとする意識であることから、「**人権推進交流意識**」因子と解釈する。そして、第3因子は、「7 差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い」（0.813）、「3 差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある」（0.718）、「11 差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい」（0.369）であり、これらの項目はいずれも、差別される人々に差別の責任があるという意識であり、これらの意識を否定する意識が高いほど人権意識が高いことから、「**被差別責任否定意識**」因子と名づけ、これらの項目には、(反)とつける。

人権推進支持意識、人権推進交流意識、被差別責任否定意識の尺度については、それぞれの尺度を構成する項目の点数の平均値を尺度とする。

人権推進支持意識は、平均値 3.8、標準偏差 0.82、人権推進交流意識は、平均値 3.8、標準偏差 1.02、被差別責任否定意識は、平均値 3.2、標準偏差 1.05 である。

表2 「差別」についての考え方項目の因子分析

「差別」についての考え方	第1因子	第2因子	第3因子	共通性
	人権推進支持意識	人権推進交流意識	被差別責任否定意識	
4差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要である*	0.769	-0.031	0.011	0.565
2差別をなくすために、行政が努力する必要がある*	0.762	-0.114	0.026	0.492
6差別は法律で禁止する必要がある*	0.520	0.084	-0.049	0.331
5差別されている人々が、差別の現実や不当性を強く社会に訴える必要がある	0.400	0.280	-0.112	0.379
1差別意識をもつこと、差別行為を行うことは、許されないものである*	0.373	0.134	0.129	0.232
10差別されている人の話をきちんと聴く必要がある*	-0.065	0.903	0.069	0.763
9差別問題についてきちんと理解するためには、差別されている人々との交流を深める必要がある*	0.114	0.648	-0.034	0.517
7差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い	0.099	-0.003	0.813	0.668
3差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある	-0.085	-0.067	0.718	0.530
11差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい	-0.007	0.234	0.369	0.199
	寄与率	26.5	13.7	6.6
	累積寄与率	26.5	40.2	46.8

因子抽出法: 最尤法 回転法: Kaiser の正規化を伴うプロマックス法(k=4)

性別、年齢別の差異をみる。

表3 性別と人権意識

	性別	度数	平均値	標準偏差	母平均の差の検定
人権推進支持意識	男性	293	3.8	0.9	p=0.538
	女性	405	3.8	0.7	
人権推進交流意識	男性	296	3.8	1.1	p=0.833
	女性	409	3.8	1.0	
被差別責任否定意識	男性	295	3.2	1.1	p=0.722
	女性	411	3.3	1.0	

表3によると、性別による人権意識の差はみられない。

表4 年代別の人権意識

年代		人権推進支持意識	人権推進交流意識	被差別責任否定意識
10歳代	平均値	3.9	3.9	3.7
	度数	13	13	13
	標準偏差	0.7	1.0	1.0
20歳代	平均値	3.7	3.9	3.5
	度数	56	57	58
	標準偏差	0.8	1.1	0.9
30歳代	平均値	3.6	3.7	3.5
	度数	99	99	99
	標準偏差	0.9	1.1	1.0
40歳代	平均値	3.7	3.7	3.5
	度数	118	119	118
	標準偏差	0.9	1.1	1.0
50歳代	平均値	3.7	3.7	3.3
	度数	121	123	122
	標準偏差	0.9	1.0	1.0
60歳代	平均値	3.9	3.9	3.3
	度数	136	135	135
	標準偏差	0.7	0.9	1.1
70歳以上	平均値	4.0	3.8	2.7
	度数	159	163	164
	標準偏差	0.7	0.9	1.0
合計	平均値	3.8	3.8	3.2
	度数	702	709	709
	標準偏差	0.8	1.0	1.0
	F値	16.212	0.636	52.472
		p<.001	p=.425	p<.001

表4は、年代別の人権意識の平均値である。

表4によると、年代によって「人権推進支持意識」に差があり、30代、40代は、他の年代よりも人権推進支持意識がやや高い傾向がみられる。また、「被差別責任否定意識」は、年齢が低い層ほど高い傾向が見られる。しかし「人権推進交流意識」は、年代による差があまりみられない。

<知見>

- 人権推進支持意識、人権推進交流意識、被差別責任否定意識のいずれも、男女差はみられない。
- 人権推進支持意識は、高齢、若齢よりも中年において、やや高い傾向がみられる。
- 被差別責任否定意識は、高齢よりも若齢において、高い傾向がみられる。人権推進交流意識は、年代間に差はあるとはいえない。

これらの尺度を用いて、人権意識について平成 22 年度と平成 27 年度とを比較することはできない。なぜなら、質問項目のすべてが同じではないからである。

そこで、2010 年度と 2015 年度と、人権意識の差異を比較するために、共通の設問のみを用いて、新たに尺度を構成することにする。

用いる項目の記述統計は、表 5 のとおりである。

表 5 「差別」についての考え方・比較用

「差別」についての考え方	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
2差別をなくすために、行政が努力する必要がある*	1404	1	5	4.18	1.077
3差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある(反)	1412	1	5	2.73	1.435
6差別は法律で禁止する必要がある*	1415	1	5	3.28	1.405
7差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い(反)	1412	1	5	3.03	1.321
10差別されている人の話をきちんと聴く必要がある*	1414	1	5	4.2	1.008

これら 5 項目を用いて、上記と同様に因子分析を行うことにする。最尤法により、斜交回転のプロマックス回転を行う。分析結果は、表 4 のとおりである。

表 6 「差別」についての考え方の因子分析・比較用

「差別」についての考え方項目	第1因子 被差別責任 否定意識	第2因子 人権推進支 持意識	共通性
7差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い(反)	0.968	0.064	0.954
3差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある(反)	0.584	-0.089	0.341
2差別をなくすために、行政が努力する必要がある*	-0.040	0.663	0.436
6差別は法律で禁止する必要がある*	-0.066	0.560	0.311
10差別されている人の話をきちんと聴く必要がある*	0.074	0.427	0.195
	寄与率	26.1	18.6
	累積寄与率	26.1	44.7

因子抽出法: 最尤法 回転法: Kaiser の正規化を伴うプロマックス法(k=4)

第 1 因子に高い因子負荷量を示す項目は、「7 差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い」(0.968)、「3 差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある」(0.584)であり、差別は差別される側の人々の問題であるとの考え方を否定する意識を表すことから、「被差別責任否定意識」因子と解釈する。第

2 因子は、「2 差別をなくすために、行政が努力する必要がある」(0.663)「6 差別は法律で禁止する必要がある」(0.560)、「10 差別されている人の話をきちんと聴く必要がある」(0.427)であり、これらは、差別をなくすためになんらかの方法を講じることを支持する意識であることから、「**人権推進支持意識**」因子と解釈する。

被差別責任否定意識、および、人権推進支持意識の尺度化については、因子負荷量の高い項目の得点の平均値を尺度とする。

被差別責任否定意識の平均値 2.9、標準偏差 1.2、人権推進支持意識の平均値 3.9、標準偏差 0.9 である。

表 7 は、これらの尺度を用いて、2010 年度と 2015 年度を比較した結果である。

表 7 人権意識の比較

人権意識	年度	度数	平均値	標準偏差	t検定結果
被差別責任否定意識・比較	2015年度	730	3.0	1.2	p<.001***
	2010年度	677	2.8	1.2	
	合計	1407	2.9	1.2	
人権推進支持意識・比較	2015年度	730	3.8	0.9	p=0.3 *
	2010年度	669	3.9	0.8	
	合計	1399	3.9	0.9	

表 7 によると、被差別責任否定意識は、2010 年度よりも 2015 年度のほうが高くなっている。しかし、人権推進支持意識は、逆に、2010 年度よりも 2015 年度のほうが低くなっている。

<知見>

- **被差別責任否定意識は、2010 年度よりも 2015 年度のほうが高いが、人権推進支持意識は、逆に、2010 年度よりも 2015 年度のほうが低くなっている。**

(2) 結婚相手の条件

問 4 では、結婚相手を考える際に気になること（なったこと）について、12 項目を挙げて、回答者自身の場合と子どもの場合との両方について問うている。この設問は、「平成 22 年度調査」にも同様の設問があり、今回、2010 年度と 2015 年度とを比較するにあたって、共通の尺度を構成する。

結婚相手を考える際に気になる項目について、回答者自身と子どもの場合と、記述統計は、表 8 のとおりである。なお、番号に C を付けている項目は、子どもの結婚相手を考える際に気になることからである。

これらの項目の中で、「仕事に対する相手の理解と協力」、「家事や育児の能力や姿勢」以外の項目は、結婚相手を考える際に気になる（なった）人ほど差別意識が強いのではないかと考えられる。

表8 結婚相手を考える際に気になることの記述統計

回答者自身の結婚について	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
1仕事に対する相手の理解と協力	1402	0	1	0.5	0.5
2家事や育児の能力や姿勢	1402	0	1	0.6	0.5
3経済力	1402	0	1	0.5	0.5
4学歴	1402	0	1	0.9	0.4
5職業	1402	0	1	0.7	0.5
6家柄	1402	0	1	0.8	0.4
7離婚歴	1402	0	1	0.8	0.4
8国籍や民族	1402	0	1	0.7	0.4
9相手やその家族の障がいの有無	1402	0	1	0.9	0.4
10相手やその家族の宗教	1402	0	1	0.7	0.5
11ひとり親家庭かどうか	1402	0	1	1.0	0.2
12同和地区出身かどうか	1402	0	1	0.8	0.4
14とくに気になることはない	1402	0	1	0.9	0.3
子どもの結婚について	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
c1仕事に対する相手の理解と協力	1347	0	1	0.5	0.5
c2家事や育児の能力や姿勢	1347	0	1	0.5	0.5
c3経済力	1347	0	1	0.4	0.5
c4学歴	1347	0	1	0.8	0.4
c5職業	1347	0	1	0.6	0.5
c6家柄	1347	0	1	0.8	0.4
c7離婚歴	1347	0	1	0.7	0.5
c8国籍や民族	1347	0	1	0.7	0.5
c9相手やその家族の障がいの有無	1347	0	1	0.8	0.4
c10相手やその家族の宗教	1347	0	1	0.6	0.5
c11ひとり親家庭かどうか	1347	0	1	0.9	0.3
c12同和地区出身かどうか	1347	0	1	0.8	0.4
c14とくに気になることはない	1347	0	1	0.9	0.3

注: 変数の値: 0=「気にする」 1=「気にしない」

そこで、結婚相手を考える際に気になること（なったこと）の特徴を捉えるために、ここでも因子分析を試みる。因子分析の技法として、最尤法によりプロマックス回転を行った結果が、表9のとおりである。

第1因子に因子負荷量の高い因子は、「5 職業」(0.739)、「c5 職業」(0.689)、「c4 学歴」(0.609)、「4 学歴」(0.593)、「3 経済力」(0.570)、「c3 経済力」(0.481)、「c6 家柄」(0.453)、「6 家柄」(0.401)であり、階層の上下に影響する項目群からなっており、「階層気にせず」因子と解釈する。第2因子は、「12 同和地区出身かどうか」(1.040)、「c12 同和地区出身かどうか」(0.781)の2項目からなっており、「同和地区出身気にせず」因子と解釈できる。第3因子は、「c10 相手やその家族の宗教」(1.010)と「10 相手やその家族の宗教」(0.755)からなっており、「宗教気にせず」因子と解釈できる。第4因子は、「c8 国籍や民族」(0.859)、「8 国籍や民族」(0.859)であり、「国籍民族気にせず」因子と呼べる。そして、第5因子は、「c9 相手やその家族の障がいの有無」(1.039)、「9 相手やその家族の障がいの有無」(0.625)からなっており、「障がい気にせず」因子と名づける。

各項目について、「気にならない」を1点、「気になる」を0点として、それぞれの因

子の因子負荷量の高い項目群の点数の平均値を「結婚条件気にせず」得点とする。

「階層気にせず度」平均値 0.7、標準偏差 0.3、「同和地区気にせず度」平均値 0.8、標準偏差 0.4、「宗教気にせず度」平均値 0.7、標準偏差 0.4、「国籍民族気にせず度」平均値 0.7、標準偏差 0.4、「障がい気にせず度」平均値 0.8、標準偏差 0.4 である。

表9 結婚相手を考える際に気になること

結婚相手を考える際に気になること	第1因子 階層気にせず	第2因子 同和地区気にせず	第3因子 宗教気にせず	第4因子 国籍民族気にせず	第5因子 障害気にせず	共通性
5職業	0.739	0.021	-0.035	-0.046	-0.028	0.497
c5職業	0.689	-0.025	0.010	0.014	0.004	0.478
c4学歴	0.609	0.012	-0.012	0.057	0.012	0.414
4学歴	0.593	0.023	-0.032	0.030	-0.040	0.345
3経済力	0.570	-0.028	0.029	-0.152	0.041	0.290
c3経済力	0.481	0.007	0.036	-0.123	0.024	0.215
c6家柄	0.453	-0.040	0.039	0.174	0.003	0.304
6家柄	0.401	0.015	-0.004	0.189	0.009	0.274
12同和地区出身かどうか	-0.011	1.040	-0.012	-0.043	-0.027	0.999
c12同和地区出身かどうか	0.009	0.781	0.041	0.059	0.055	0.738
c10相手やその家族の宗教	-0.005	-0.052	1.010	-0.011	0.036	0.999
10相手やその家族の宗教	0.019	0.082	0.755	0.020	-0.057	0.614
c8国籍や民族	-0.019	-0.025	0.017	0.859	0.026	0.735
8国籍や民族	-0.047	0.022	-0.010	0.859	-0.017	0.706
c9相手やその家族の障がいの有無	-0.012	-0.055	0.001	-0.028	1.039	0.999
9相手やその家族の障がいの有無	0.044	0.120	-0.024	0.064	0.625	0.539
寄与率	25.4	6.7	6.1	11.0	8.0	
累積寄与率	25.4	32.1	38.2	49.2	57.2	

因子抽出法: 最尤法 回転法: Kaiser の正規化を伴うプロマックス法(k=4)

表10は、性別と結婚相手を考える際に気になることとの関連である。

表10 性別と結婚相手を考える際に気になること

性別		階層気にせず度	同和地区気にせず度	宗教気にせず度	国籍民族気にせず度	障がい気にせず度
男性	平均値	0.8	0.8	0.7	0.7	0.8
	度数	550	550	550	550	550
	標準偏差	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3
女性	平均値	0.6	0.8	0.6	0.7	0.8
	度数	745	745	745	745	745
	標準偏差	0.3	0.4	0.5	0.4	0.4
合計	平均値	0.7	0.8	0.7	0.7	0.8
	度数	1295	1295	1295	1295	1295
	標準偏差	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4
	F値	94.832	2.238	19.587	0.423	2.531
		p<.001	p=.135	p<.001	p=.515	p=.112

表10によると、「階層気にせず度」と「宗教気にせず度」は、男性よりも女性のほうが低いことがわかる。「同和地区気にせず度」「国籍民族気にせず度」「障がい気にせず度」については、性差が見られない。

表 11 は、年代別にみたものである。

表 11 年代別・結婚相手を考える際に気になること

年代		階層気にせ ず度	同和地区気 にせず度	宗教気にせ ず度	国籍民族気 にせず度	障がい気に せず度
10歳代	平均値	0.6	0.9	0.8	0.9	0.8
	度数	12	12	12	12	12
	標準偏差	0.4	0.3	0.4	0.3	0.4
20歳代	平均値	0.6	0.9	0.6	0.7	0.8
	度数	122	122	122	122	122
	標準偏差	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3
30歳代	平均値	0.7	0.8	0.6	0.7	0.8
	度数	222	222	222	222	222
	標準偏差	0.3	0.3	0.5	0.4	0.3
40歳代	平均値	0.7	0.8	0.6	0.8	0.8
	度数	210	210	210	210	210
	標準偏差	0.3	0.4	0.5	0.4	0.3
50歳代	平均値	0.7	0.8	0.6	0.7	0.8
	度数	209	209	209	209	209
	標準偏差	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3
60歳代	平均値	0.7	0.8	0.8	0.7	0.8
	度数	249	249	249	249	249
	標準偏差	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3
70歳以上	平均値	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8
	度数	273	273	273	273	273
	標準偏差	0.3	0.5	0.4	0.4	0.4
合計	平均値	0.7	0.8	0.7	0.7	0.8
	度数	1297	1297	1297	1297	1297
	標準偏差	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4
	F値	5.694	33.825	11.25	7.488	3.664
		p=0.017	p<.001	p=0.001	p=0.006	p=0.056

表 11 によると、年齢が低いほど「階層気にせず度」は低く、逆に、年齢が高いほど「同和地区気にせず度」が低いことがわかる。「宗教気にせず度」は、20代から50代のほうが、10代、60代以上よりも低い傾向がみられる。そして、「国籍民族気にせず度」は、10代だけやや高く、20代以上と差がある。

表 12 は、2010年と2015年との比較である。

表 12 2010年と2015年との比較

年度		階層気にせ ず度	同和地区気 にせず度	宗教気にせ ず度	国籍民族気 にせず度	障がい気に せず度
2015年度	平均値	0.7	0.8	0.7	0.7	0.8
	度数	687	687	687	687	687
	標準偏差	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4
2010年度	平均値	0.7	0.8	0.7	0.7	0.8
	度数	654	654	654	654	654
	標準偏差	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3
合計	平均値	0.7	0.8	0.7	0.7	0.8
	度数	1341	1341	1341	1341	1341
	標準偏差	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4
	F値	0.870	0.676	0.282	0.575	2.183
		p=.351	p=.411	p=.596	p=.448	p=.140

表 12 によると、結婚相手を考える際に気になることがらについて、いずれのことからも、2010 年と 2015 年との間に統計的に有意な差はみられない。

<知見>

- 男性よりも女性のほうが、結婚相手を考える際に「階層気にせず度」、「宗教気にせず度」が低い傾向にある。
- 年齢が低いほど、「階層気にせず度」が低い傾向にあり、逆に、「同和地区気にせず度」は年齢が高いほど低い傾向にある。
- 「宗教気にせず度」は、中年層において低い傾向にあり、「国籍民族気にせず度」は、10 代のみ高いことがわかる。
- 2010 年度と 2015 年度と、結婚相手を考える際に気になる傾向に大きな差はみられない。

(3) 忌避意識を測る

問 5 の 5 項目は、差別意識の一種である忌避意識の度合いを測定するために用意された項目であり、ここでの 5 項目は、「平成 22 年度調査」とまったく同じ設問が用いられており、表 13 は、記述統計である。

表 13 忌避意識項目の記述統計

忌避意識項目	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
1同和地区の地域内である	1411	0	5	2.6	1.4
2小学校区が同和地区と同じ区域になる	1407	0	5	2.9	1.4
3近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる	1410	0	5	3.0	1.4
4近隣に外国籍住民が多く住んでいる	1412	0	5	3.1	1.4
5近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある	1407	1	5	3.2	1.4

そこで、「平成 22 年度調査」と「平成 27 年度調査」を合わせて、共通に使える忌避意識尺度を構成する。まず、個々の項目を順序尺度とし、選択肢の「避けると思う」に 1 点、「どちらかといえば避けると思う」に 2 点、「わからない」に 3 点、「どちらかといえば避けないと思う」に 4 点、そして、「避けないと思う」に 5 点の数値を与える。

これらの 5 項目を用いて、これまでの人権意識の尺度作りと同様に、因子分析の方法を用いることにする。最尤法によるプロマックス回転を行った。その結果、表 14 のとおり、1 因子に収斂した。「因子負荷量」はいずれも大きく、また、「寄与率」も 52.1%と高いという結果になっている。そこで、これら 5 項目の点数の平均点を、「反忌避意識」得点とする。

反忌避意識度 平均値 2.9、標準偏差 1.1 である。

表 14 忌避意識項目の因子分析

忌避意識項目	第1因子	
	忌避意識	共通性
2小学校区が同和地区と同じ区域になる・反	0.889	0.791
1同和地区の地域内である・反	0.876	0.768
3近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる・反	0.634	0.402
4近隣に外国籍住民が多く住んでいる・反	0.601	0.361
5近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある・反	0.535	0.286
	寄与率	52.1

因子抽出法: 最尤法

表 15 は、性別と反忌避意識との関連である。

表 15 性別と反忌避意識

性別	平均値	度数	標準偏差	F値
男性	3.0	571	1.2	0.691
女性	2.9	768	1.1	p=.406
合計	2.9	1339	1.1	

表 15 によると、反忌避意識度に性差はみられないことがわかる。

表 16 は、年齢別の反忌避意識度である。

表 16 年齢別の反忌避意識度

年代	平均値	度数	標準偏差	F値
10歳代	3.1	13	1.1	0.272
20歳代	3.0	128	1.1	p=.602
30歳代	2.9	231	1.1	
40歳代	3.0	218	1.2	
50歳代	2.9	220	1.1	
60歳代	3.0	252	1.2	
70歳以上	2.9	281	1.0	
合計	2.9	1343	1.1	

表 16 によると、反忌避意識度に年齢差がないことがわかる。

表 17 は、2010 年度と 2015 年度との反忌避意識の比較である。

表 17 反忌避意識の比較

年度	平均値	度数	標準偏差	F値
2015年度	2.9	719	1.1	3.810
2010年度	3.0	672	1.1	p=.051
合計	3.0	1391	1.1	

表 17 によると、2010 年度と 2015 年度と、反忌避意識に統計的な有意差はあるとは言え

ない。ただし、2010年度よりも2015年度のほうが、忌避意識は幾分強くなっていると言える。

ところで、「平成22年度調査」では、反忌避意識は、学歴との関連が認められた。

そこで、「平成27年度調査」においても、学歴と、また、暮らし向きと反忌避意識との関連をみることにする。

表18は学歴別の反忌避意識度の違いである。また、表19は、暮らし向きの違いと反忌避意識との関連である。

表18 学歴別の反忌避意識度

学歴	平均値	度数	標準偏差	F値
中学校	3.1	96	1.0	9.284
高等学校	3.0	259	1.1	p=0.002
短期大学・高等専門学校	2.8	152	1.1	
大学、大学院	2.8	197	1.1	
合計	2.9	704	1.1	

表19 暮らし向き別の反忌避意識度

現在の暮らし向き	平均値	度数	標準偏差	F値
よくない	3.1	71	1.2	7.145
どちらかといえばよくない	3.1	164	1.1	p=0.008
どちらかといえばよい	2.8	350	1.0	
よい	2.8	122	1.1	
合計	2.9	707	1.1	

表18より、学歴が高いほど、反忌避意識は低くなる傾向があることがわかる。また、表19より、暮らし向きがよいと認識している人ほど、反忌避意識が低くなることがわかる。

<知見>

- 反忌避意識は、性別とも年齢とも関連があるとはいえない。
- 2010年度と2015年度と、市民の反忌避意識度に有意な差は見られない。
しかし、2015年度のほうが、反忌避意識度は、幾分低い傾向がみられる。
- 学歴が高いほど反忌避意識は低い傾向にある。
- 暮らし向きが良いほど反忌避意識は低い傾向がみられる。

(4) 人権意識相互の関連

これまで作成した「被差別責任否定意識」「人権推進支持意識」「階層気にせず意識」「同和地区気にせず意識」「宗教気にせず意識」「障がい気にせず意識」「反忌避意識」の人権意識が相互にどのような関連があるのか検討する。

表20は、これら7変数に、「性別」、「年代」、「学歴」、「現在の暮らし向き」の変数を加えて、相互の関連について単純相関係数を求めたものである。

表20 人権意識相互の単純相関係数

	被差別責任 否定意識・比 較	人権推進支 持意識・比 較	階層気にせ ず度	同和地区気 にせず度	宗教気にせ ず度	国籍民族気 にせず度	障がい気に せず度	反忌避意識 度
性別	.054*	0.009	-.261**	-0.042	-.122**	0.018	-0.044	-0.023
年代	-.255**	.097**	.066*	-.160**	.092**	-.076**	-0.053	-0.014
学歴	.213**	-.064*	-.066*	0.024	-.077**	-0.038	-0.041	-.123**
現在の暮らし向き	0.034	-0.047	-.076*	-0.016	-.084*	-0.035	-.097*	-.100**
被差別責任否定意識・比較	1	0.039	.093**	.197**	0.036	.155**	.130**	.216**
人権推進支持意識・比較	0.039	1	-0.001	.084**	0.033	.114**	-0.007	.149**
階層気にせず度	.093**	-0.001	1	.328**	.294**	.345**	.411**	.332**
同和地区気にせず度	.197**	.084**	.328**	1	.345**	.479**	.418**	.382**
宗教気にせず度	0.036	0.033	.294**	.345**	1	.334**	.326**	.278**
国籍民族気にせず度	.155**	.114**	.345**	.479**	.334**	1	.426**	.355**
障がい気にせず度	.130**	-0.007	.411**	.418**	.326**	.426**	1	.306**
反忌避意識度	.216**	.149**	.332**	.382**	.278**	.355**	.306**	1

* 相関係数は 5% 水準で有意(両側) ** 相関係数は 1% 水準で有意(両側)

現在の暮らし向き項目は、「平成27年度調査」のみ

表20において、相対的に強い相関の見られるところは太字にし、また、人権課題として気になるところはグレーにしている。表20より以下のような知見を得ることができる。

<知見>

- 性別と「階層気にせず意識」「宗教気にせず意識」とやや強い関連があり、男性よりも女性のほうが、結婚相手を考える際に、「階層」や「相手や相手の家族の宗教」を気にする傾向が高い。
- 年代と「被差別責任否定意識」および「同和地区気にせず意識」との間に比較的強い逆相関があり、年齢の高い人ほど、被差別責任否定意識が低く、結婚相手を考える際に同和地区出身を気にする傾向が高い。
- 学歴と「被差別責任否定意識」と関連があり、学歴が高いほど差別は差別される人々の責任ではないという「被差別責任否定意識」が高い。
- 学歴と「人権推進支持意識」「階層気にせず意識」「反忌避意識」と逆相関が見られ、学歴が高いほど、「人権推進支持意識」「反忌避意識」は低くなり、結婚相手を考える際に、「階層」を気にする傾向が見られる。
- 「現在の暮らし向き」と「階層気にせず意識」「障がい気にせず意識」「反忌避意識」と逆相関が見られ、暮らし向きのよい人々ほど、結婚相手を考える際に、「階層」や「相手の障がい」を気にする傾向があり、また、「反忌避意識」が低い傾向がみられる。
- 「被差別責任否定意識」は、「同和地区気にせず度」「反忌避意識」と関連し、差別は差別される人々の責任ではないと理解しているほど、結婚相手を考える際に、同和地区出身かどうかを気にしない傾向が高く、また、忌避意識も低い。
- 人権推進支持意識と被差別責任否定意識との間に有意な関連はみられない。
- 結婚相手を考える際に、「階層」「同和地区出身」「宗教」「国籍民族」「障がい」のいずれかを気にしない人は他の条件も気にしない傾向が高い。
- 「反忌避意識」の高いほど、「被差別責任否定意識」「人権推進支持意識」が高い

のみならず、結婚相手を考える際に、「階層」「同和地区出身」「宗教」「国籍民族」「障がい」のいずれも気にしない傾向が高い。

4 同和問題学習の効果

ここからは、市民の同和問題についての学習経験や現状認識について検討する。

有効回答者743人のうち、問7（同和問題を知ったきっかけ）で「同和問題については知らない」と回答したのは60人（8.1%）であり、5年前の調査と比較して、2%高くなっていることがわかる。

（1） 同和問題を知ったきっかけ

同和問題を知ったきっかけについて、性別、年代別をみると、以下のとおりである。なお、問7では、同和問題をはじめて知ったきっかけについて、「○は1つだけ」と断っているにもかかわらず、複数に○をつけている人々が50人もおられることから、これらの回答を無効とせず、「その他」に加えて集計することにした。無回答については分析から省いている。

表21は性別との関連をみたものであり、表22は、年代との関連をみたものである。

表21 性別と「同和問題をはじめて知ったきっかけ」

	同和問題についてはじめて知ったきっかけ										合計
	親や周囲の人の話で知った	学校の授業で知った	講演会、研究会で知った	市をはじめとする行政の広報紙などで知った	テレビ、映画、新聞、雑誌、書籍などで知った	インターネット上の情報などで知った	自分の身近で同和問題に関する差別があった	覚えていない	その他	同和問題については、知らない	
性別 男性	90	90	7	8	22	4	12	20	23	21	297
	30.3%	30.3%	2.4%	2.7%	7.4%	1.3%	4.0%	6.7%	7.7%	7.1%	100.0%
女性	114	145	5	8	25	1	12	23	41	36	410
	27.8%	35.4%	1.2%	2.0%	6.1%	0.2%	2.9%	5.6%	10.0%	8.8%	100.0%
合計	204	235	12	16	47	5	24	43	64	57	707
	28.9%	33.2%	1.7%	2.3%	6.6%	0.7%	3.4%	6.1%	9.1%	8.1%	100.0%

$\chi^2=9.420$ $df=9$ $p=.399$

表21によると、同和問題についてはじめて知ったきっかけは、男女で差はなく、いずれも、「親や周囲の人の話で知った」と「学校の授業で知った」が多いことがわかる。

表22は、年代と同和問題についてはじめて知ったきっかけとのクロス集計表である。

X²検定の結果は、あくまで参考値として示している。

表22によると、年代が上がるほど、「親や周囲の人の話で知った」比率が高く、60代以上では、半数近くにのぼる。60代以上の世代は、学校教育において同和問題学習を経験していない人々が少なくないのである。50代以下では、「学校の授業で知った」比率が最も高い。しかし、40代以下では、年代が下がるほど、「学校の授業で知った」比率が低くな

っている。そして、30代以下では、「同和問題については、知らない」比率が2桁になり、10代では38.5%と高い数値になっている。

表22 年代別・同和問題についてはじめて知ったきっかけとのクロス集計表

年代	同和問題についてはじめて知ったきっかけ										合計
	親や周囲の人の話で知った	学校の授業で知った	講演会、研修会で知った	市をはじめとする行政の広報紙などで知った	テレビ、映画、新聞、雑誌、書籍などで知った	インターネット上の情報などで知った	自分の身近で同和問題に関する差別があった	覚えていない	その他	同和問題については、知らない	
10歳代	1 7.7%	4 30.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.7%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.7%	5 38.5%	13 100.0%
20歳代	12 20.7%	24 41.4%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.4%	1 1.7%	0 0.0%	7 12.1%	4 6.9%	8 13.8%	58 100.0%
30歳代	8 8.0%	51 51.0%	2 2.0%	1 1.0%	5 5.0%	1 1.0%	0 0.0%	7 7.0%	6 6.0%	19 19.0%	100 100.0%
40歳代	18 15.1%	71 59.7%	1 0.8%	1 0.8%	1 0.8%	2 1.7%	3 2.5%	7 5.9%	11 9.2%	4 3.4%	119 100.0%
50歳代	30 24.4%	68 55.3%	0 0.0%	2 1.6%	5 4.1%	0 0.0%	2 1.6%	5 4.1%	8 6.5%	3 2.4%	123 100.0%
60歳代	64 47.4%	11 8.1%	4 3.0%	1 0.7%	15 11.1%	0 0.0%	9 6.7%	9 6.7%	15 11.1%	7 5.2%	135 100.0%
70歳以上	71 43.8%	9 5.6%	5 3.1%	10 6.2%	19 11.7%	0 0.0%	10 6.2%	8 4.9%	18 11.1%	12 7.4%	162 100.0%
合計	204 28.7%	238 33.5%	12 1.7%	15 2.1%	48 6.8%	5 0.7%	24 3.4%	43 6.1%	63 8.9%	58 8.2%	710 100.0%

$\chi^2=294.326$ df=54 p<.001 ***

(2) 同和問題について学習経験と学習効果

以下の分析では、同和問題を知らない60人と、無回答14人を除く669人について、同和問題学習の経験や現状認識について検討する。

表23は、これまでの学習機会別に、学習効果を集計したものである。

表23 学習機会別の学習効果

学習機会	合計	学習したことはない、おぼえていない	理解が深まらなかった	理解が深まった	とても理解が深まった
1小学校での授業	612	60.5%	14.9%	21.1%	3.6%
2中学校での授業	616	57.6%	15.4%	23.1%	3.9%
3高等学校での授業	588	73.0%	10.4%	13.9%	2.7%
4大学、大学院での授業、講義	554	86.8%	4.3%	6.7%	2.2%
5市民対象の講座など	576	89.9%	3.5%	5.7%	0.9%
6職場の研修	587	79.6%	6.5%	9.7%	4.3%
7PTAや民間団体主催の研修	575	88.0%	4.5%	6.4%	1.0%
8書籍などを読んだ	586	69.6%	6.3%	18.9%	5.1%
9行政が作成した資料、広報、ホームページなどを見た	583	77.7%	8.4%	12.5%	1.4%
10テレビ番組や映画などを観た	591	52.8%	11.5%	28.8%	6.9%
11同和地区内の人との交流などを通じて、同和問題について	583	81.8%	4.1%	9.4%	4.6%

この設問について言えることは、設問自体に問題があることである。すなわち、「学習したことはない」と「学習したけれど内容は覚えていない」と大きな違いがあるにもかかわらず、選択肢を一つにまとめてしまっているため、学習経験者全体の中で、「学習したけれど内容を覚えていない」人が、全体の中で、どの程度なのかかわからない。

そこで、小学校時代や中学校時代に、一度くらいは同和問題学習を経験しているであろう50代以下の世代に限定して、小学校、中学校における同和問題学習の学習効果をみることにする。

表24 小学校での同和問題学習の学習効果（50代以下）

	1小学校での授業					
	学習したことはない、おぼえていない	理解が深まらなかった	理解が深まった	とても理解が深まった	合計	
年代	10歳代	3 37.5%	2 25.0%	2 25.0%	1 12.5%	8 100.0%
	20歳代	24 47.1%	10 19.6%	17 33.3%	0 0.0%	51 100.0%
	30歳代	35 43.2%	15 18.5%	26 32.1%	5 6.2%	81 100.0%
	40歳代	35 31.8%	27 24.5%	39 35.5%	9 8.2%	110 100.0%
	50歳代	52 46.4%	26 23.2%	31 27.7%	3 2.7%	112 100.0%
合計		149 41.2%	80 22.1%	115 31.8%	18 5.0%	362 100.0%

表25 中学校での同和問題学習の学習効果（50代以下）

	2中学校での授業					
	学習したことはない、おぼえていない	理解が深まらなかった	理解が深まった	とても理解が深まった	合計	
年代	10歳代	2 25.0%	0 0.0%	6 75.0%	0 0.0%	8 100.0%
	20歳代	17 33.3%	15 29.4%	17 33.3%	2 3.9%	51 100.0%
	30歳代	32 39.5%	15 18.5%	29 35.8%	5 6.2%	81 100.0%
	40歳代	53 48.2%	17 15.5%	32 29.1%	8 7.3%	110 100.0%
	50歳代	53 46.1%	23 20.0%	33 28.7%	6 5.2%	115 100.0%
合計		157 43.0%	70 19.2%	117 32.1%	21 5.8%	365 100.0%

表24および表25より、年代が下がるほど、同和問題学習の効果が上がってきたとは言えず、年代に関わりなく、「理解が深まった」と「とても理解が深まった」と合わせて、せいぜい4割程度という現状である。

実際のところ、これまでの同和問題学習が、人権意識を高めたり、反忌避意識を高めたりするうえで、どの程度の効果があるのだろうか。

ここからは、同和問題学習の効果を測定するために、「同和問題学習理解度」という尺度を構成する。

上記の11の同和問題学習機会のなかで、「とても理解が深まった」という回答があれば、便宜的に2点とし、「理解が深まった」という回答があれば、1点とする。また、先行研究において、学習経験の回数が多いほど、人権意識が高くなるとの知見があることから、個々人の、同和問題学習機会全体について、「とても理解が深まった」と「理解が深まった」の総得点を、個人の「同和問題学習理解度」とする。

その結果、同和問題学習理解度について、記述統計は下記のとおりである。

記述統計量

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
同和問題への理解度得点	660	0	13	2.06	2.519

そこで、同和問題学習理解度と、上記の人権意識との関連について、単純相関係数を求める。

表26 同和問題理解度による人権意識効果

	年代	学歴	被差別責任否定意識・比較	人権推進支持意識・比較	階層気にせず度	同和地区気にせず度	宗教気にせず度	国籍民族気にせず度	障がい気にせず度	反忌避意識
同和問題への理解度得点	-.107**	.209**	.185**	.156**	0.047	.080*	0.023	0.04	0.006	.119**

** 相関係数は 1% 水準で有意 (両側) * 相関係数は 5% 水準で有意 (両側)

表26によると、年代が下がるほど、同和問題への理解度が下がっていることがわかる。そして、学歴が高くなるほど、同和問題理解度が高くなっていることもわかる。

同和問題学習機会の中で、「理解が深まった」と思える経験を積むほど、人権推進支持意識、被差別責任否定意識、反忌避意識が高くなることがわかる。また、同和問題への理解が深まるほど、結婚相手を考える際に、「同和地区出身」を気にしなくなる傾向があることがわかる。

ただし、同和問題への理解が深くなっても、結婚相手を考える際に、「階層」「宗教」「国籍民族」「障がい」を気にしなくなるということではない。

<知見>

- 同和問題の理解度は、年代が下がるほど低下している。
- 同和問題の理解度は、学歴が高くなるほど高い傾向にある。
- 同和問題の理解度が高くなるほど、人権推進支持意識、被差別責任否定意識、反忌避意識が高くなる。
- 同和問題の理解度が高くなるほど、結婚相手を考える際に、同和地区出身を気にしない傾向がある。

(3) 同和問題の現状認識

問9では、大阪市において、同和問題に関する差別意識や偏見が、現在も残っていると思うかどうかを問うている。この設問は、「平成22年度調査」にもあるので、回答の差異を見てみよう。なお、設問への選択肢を順序尺度になるように変更している。

表27 同和問題に関する差別意識や偏見が、現在も残っているかどうか・2010年度と2015年度の比較

		同和問題に関する差別意識や偏見が、現在も残っているか						
		さらに強くなっている	現在も残っている	なくなったと言えない	わからない	薄まりつつある	もはや残っていない	合計
年度	2015年度	5 0.8%	209 32.0%	3 0.5%	221 33.8%	182 27.8%	34 5.2%	654 100.0%
	2010年度	7 1.1%	92 14.6%	8 1.3%	97 15.4%	368 58.5%	57 9.1%	629 100.0%
合計		12 0.9%	301 23.5%	11 0.9%	318 24.8%	550 42.9%	91 7.1%	1283 100.0%

$\chi^2=164.727$ $df=5$ $p<.001$ ***

表27によると、2010年度よりも2015年度のほうが、差別意識や偏見は「現在も残っている」「わからない」という回答が顕著に増加し、逆に、「薄まりつつある」「もはや残っていない」という回答が減少している。

この傾向を、どのように理解すればよいのか、即座には判断はできない。

ただし、現状認識と同和問題理解度との関連をみると、表28のとおり、差別意識や偏見が現在も存在しているという認識をいだいているほど、同和問題理解度が高い傾向にあることが理解される。

表28 現状認識と同和問題理解度

同和問題に関する差別意識や偏見が、現在も残っているか	平均値	度数	標準偏差	F値
さらに強くなっている	4.2	5	4.0	8.066 p=.005
現在も残っている	2.7	206	2.9	
なくなったと言えない	5.0	3	6.1	
わからない	1.2	217	1.6	
薄まりつつある	2.4	175	2.6	
もはや残っていない	2.2	33	3.1	
合計	2.1	639	2.5	

<知見>

- 2010年度よりも2015年度のほうが、同和問題に関する差別意識や偏見が現在も残っているという比率が高くなり、薄まりつつあるという意識が低くなっている。
- 同和問題理解度が高いほど、同和問題に関する差別意識や偏見の現状認識が厳しい傾向がある。

表29は、同和問題に関する差別意識や偏見がなくならないのは、なぜだと思ふかという設問への回答について、2010年度と2015年度を比較したものである。

表29によると、5年間の中で、同和問題に関する差別意識や偏見がなくならない理由について、いくつか特徴的な変化が認められる。

2010年度に比べて2015年度に、差別意識や偏見がなくならない理由として減っている項目は、「1結婚や住居の移転などに際して、同和地区出身者やその関係者とみなされることを避けたいと思うから」「8同和問題を口実に不当な利益などを要求する、いわゆる「えせ同和行為」などを見聞きすることがあるから」である。他方、2010年度に比べて

2015年度のほうが、増加している項目は、「差別落書きやインターネット上での誹謗や中傷など、差別意識を助長する人がいるから」「同和問題を解決するために行ってきたこれまでの同和対策の必要性が十分に理解されていないから」「同和地区の人の生活実態が、現在でも困難な状況におかれたままだから」である。

これらの変化についてどのように理解すればよいか、解釈はむずかしい。

表29 同和問題への差別意識や偏見がなくなる理由についての考え方・比較

		2015年度	2010年度	χ^2 検定
1結婚や住居の移転などに際して、同和地区出身者やその関係者とみなされることを避けたいと思うから	あてはまらない	552	67.9%	61.0% p=.037
	あてはまる	309	32.1%	39.0% *
	合計	861	100.0%	100.0%
		2015年度	2010年度	χ^2 検定
2差別落書きやインターネット上での誹謗や中傷など、差別意識を助長する人がいるから	あてはまらない	660	72.2%	80.3% p=.005
	あてはまる	201	27.8%	19.7% **
	合計	861	100.0%	100.0%
		2015年度	2010年度	χ^2 検定
3同和問題を解決するために行ってきたこれまでの同和対策の必要性が十分に理解されていないから	あてはまらない	678	75.6%	81.4% p=.039
	あてはまる	183	24.4%	18.6% *
	合計	861	100.0%	100.0%
		2015年度	2010年度	χ^2 検定
4同和地区の人の生活実態が、現在でも困難な状況におかれたままだから	あてはまらない	800	89.7%	95.6% p=.001
	あてはまる	61	10.3%	4.4% **
	合計	861	100.0%	100.0%
		2015年度	2010年度	χ^2 検定
5これまでの教育や啓発の手法では、差別意識をなくすことに限界があるから	あてはまらない	695	78.9%	82.2% p=.224
	あてはまる	166	21.1%	17.8% -
	合計	861	100.0%	100.0%
		2015年度	2010年度	χ^2 検定
6昔からの偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから	あてはまらない	359	39.6%	43.4% p=.255
	あてはまる	502	60.4%	56.6% -
	合計	861	100.0%	100.0%
		2015年度	2010年度	χ^2 検定
7いまでも同和地区の人が、行政から優遇されていると思うから	あてはまらない	505	59.4%	58.1% p=.693
	あてはまる	356	40.6%	41.9% -
	合計	861	100.0%	100.0%
		2015年度	2010年度	χ^2 検定
8同和問題を口実に不当な利益などを要求する、いわゆる「えせ同和行為」などを見聞きすることがあるから	あてはまらない	531	70.2%	54.7% p<.001
	あてはまる	330	29.8%	45.3% ***
	合計	861	100.0%	100.0%

ただし、表30のように、差別意識や偏見がなくなる理由について、回答者の同和問題への理解度得点の平均値を求めて高い順に並べてみると、「平成27年度調査」において「平成22年度調査」よりも増加している項目が、いずれも上位に来ていることがわかる。このことから、5年間の間で、市民の間で、同和問題への理解度が上がったことが、同和問題に関する差別や偏見がなくなる理由に変化が見られたという解釈が可能かもしれない。残念ながら、「平成22年度調査」において、同和問題への理解度を測定できる項目がないために、2010年度と2015年度と比較ができないのが残念である。

表30 同和問題に関する差別意識や偏見がなくなる理由別・同和問題理解度

差別意識や偏見がなくなる理由	同和問題への理解度得点		
	平均値	度数	標準偏差
4同和地区の人の生活実態が、現在でも困難な状況におかれたままだから	3.7	40	3.1
2差別落書きやインターネット上での誹謗や中傷など、差別意識を助長する人がいるから	3.3	107	3.0
3同和問題を解決するために行ってきたこれまでの同和対策の必要性が十分に理解されていないから	3.2	93	3.1
5これまでの教育や啓発の手法では、差別意識をなくすことに限界があるから	3.1	82	2.8
1結婚や住居の移転などに際して、同和地区出身者やその関係者とみなされることを避けたいと思うから	2.8	123	2.7
6昔からの偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから	2.7	229	2.7
8同和問題を口実に不当な利益などを要求する、いわゆる「えせ同和行為」などを見聞きすることがあるから	2.4	113	2.5
10わからない	2.3	20	1.7
7いまでも同和地区の人が、行政から優遇されていると思うから	2.1	153	2.4
合計	2.6	379	2.7

(4) 就職差別、結婚差別の現状認識、その解決に向けた将来展望との関連

同和地区の人々は、就職するときには不利になったり、結婚するときには反対されたりすることがあるかどうか、そして、不利になったり、反対されたりすることが近い将来、なくすることができるかどうかという市民の認識をみる。

設問の選択肢を加工し、就職については、「なくすのは難しい」1, 「かなりなくすことができる」2, 「完全になくせる」3, 「わからない」4, 「不利になることはない」5とする。また、結婚については、「なくすのは難しい」1, 「かなりなくすことができる」2, 「完全になくせる」3, 「わからない」4, 「反対されることはない」5とする。

これらの設問については、「平成22年度調査」にも同様の設問があることから、まず、2010年度と2015年度と比較する。

表31 就職差別の将来について・比較

年度	就職差別の将来は					合計
	なくすのは難しい	かなりなくすことができる	完全になくせる	わからない	不利になることはない	
2015年度	139	175	14	202	96	626
	22.2%	28.0%	2.2%	32.3%	15.3%	100.0%
2010年度	121	165	13	265	71	635
	19.1%	26.0%	2.0%	41.7%	11.2%	100.0%
合計	260	340	27	467	167	1261
	20.6%	27.0%	2.1%	37.0%	13.2%	100.0%

表32 結婚差別の将来について・比較

年度	結婚差別の将来は					合計
	なくすのは難しい	かなりなくすことができる	完全になくせる	わからない	反対されることはない	
2015年度	193	201	18	168	33	613
	31.5%	32.8%	2.9%	27.4%	5.4%	100.0%
2010年度	198	194	21	180	29	622
	31.8%	31.2%	3.4%	28.9%	4.7%	100.0%
合計	391	395	39	348	62	1235
	31.7%	32.0%	3.2%	28.2%	5.0%	100.0%

表31、表32によると、就職差別の将来については、幾分、2010年度と2015年度と差異が見られるが、結婚差別の将来については、ほとんど差がみられない。

それでは、就職差別の将来についての認識や結婚差別の将来についての認識は、人権意識や同和問題理解度と関連があるのかどうか検討する。「平成22年度調査」では、就職差別や結婚差別について、近い将来、「なくすのは難しい」と認識している人は、「完全になくせる」と認識している人よりも、忌避意識が強く、結婚相手として避ける傾向が認められた。

表33は、就職差別の将来についての認識と人権意識、同和問題理解度との関連をみたものである。また、表34は、結婚差別の将来についての認識と人権意識、同和問題理解度との関連をみたものである。

表33の就職差別の将来についても、表34の結婚差別の将来についても、「なくすのは難しい」と認識している場合が最も人権意識が低く、「完全になくせる」と認識している場合が最も人権意識が高くなっている。また、同和問題への理解度についても、「なくすのは難しい」という認識の場合が最も理解度が低く、「完全になくせる」と認識している場合の理解度が最も高いという結果になっている。

表33 就職差別の将来についての認識と人権意識、同和問題理解度との関連

就職差別の将来は		被差別責任否定意識・比較	人権推進支持意識・比較	同和地区気にせず度	反忌避意識度	同和問題への理解度得点
なくすのは難しい	平均値	2.7	3.9	0.7	2.7	2.0
	度数	253	251	232	253	135
	標準偏差	1.3	0.9	0.4	1.2	2.5
かなりなくすことができる	平均値	2.8	4.1	0.8	2.9	2.3
	度数	337	334	325	325	171
	標準偏差	1.2	0.8	0.4	1.1	2.6
完全になくせる	平均値	3.2	3.9	0.9	3.8	4.3
	度数	26	26	27	25	14
	標準偏差	1.3	0.8	0.2	1.1	3.3
わからない	平均値	2.9	3.8	0.8	3.1	1.5
	度数	450	446	437	451	197
	標準偏差	1.1	0.8	0.4	1.0	2.2
不利になることはない	平均値	3.2	3.6	0.8	3.0	2.6
	度数	160	161	155	162	94
	標準偏差	1.2	0.9	0.4	1.2	2.6
合計	平均値	2.9	3.9	0.8	2.9	20.6
	度数	1226	1218	1176	1216	611
	標準偏差	1.2	0.9	0.4	1.1	2.5
	F値	5.176	7.289	7.599	8.992	6.955
		p<.001	p<.001	p<.001	p<.001	p<.001

表34 結婚差別の将来についての認識と人権意識、同和問題理解度との関連

結婚差別の将来は		被差別責任否定意識・比較	人権推進支持意識・比較	同和地区気にせず度	反忌避意識度	同和問題への理解度得点
なくすのは難しい	平均値	2.8	3.8	0.7	2.6	2.0
	度数	384	380	363	384	187
	標準偏差	1.3	0.9	0.4	1.1	2.4
かなりなくすことができる	平均値	2.9	4.0	0.8	3.0	2.6
	度数	385	382	375	378	194
	標準偏差	1.2	0.8	0.4	1.1	2.9
完全になくせる	平均値	3.1	3.8	0.9	3.8	3.6
	度数	38	38	35	36	18
	標準偏差	1.3	0.9	0.3	1.2	3.3
わからない	平均値	2.9	3.9	0.9	3.1	1.4
	度数	333	332	323	336	166
	標準偏差	1.1	0.8	0.3	1.1	2.0
反対されることはない	平均値	3.0	3.7	1.0	3.4	2.0
	度数	62	62	57	58	32
	標準偏差	1.3	0.9	0.1	1.1	2.5
合計	平均値	2.9	3.9	0.8	3.0	2.1
	度数	1202	1194	1153	1192	597
	標準偏差	1.2	0.9	0.4	1.1	2.5
	F値	0.711	3.795	20.918	20.179	6.974
		p=.585	p=.005	p<.001	p<.001	p<.001

<知見>

- 就職差別の将来や結婚差別の将来についての認知は、2010年度と2015年度と、差がみられない。
- 就職差別や結婚差別を近い将来になくすのは難しいと認識している人は、完全になくせると認識している人よりも、被差別責任否定意識、人権推進支持意識、反忌避意識が低く、結婚相手を考える際に、同和地区出身を気にする傾向が高い。

終わりに

今回の分析において明かになったことを整理しておこう。

- 人権推進支持意識尺度、被差別責任否定意識尺度、反忌避意識尺度を作成した。
- 被差別責任否定意識は、2010年度よりも2015年度のほうが高いが、人権推進支持意識は、逆に、2010年度よりも2015年度のほうが低くなっている。
- 結婚相手を考える際に、「階層気にせず」尺度、「同和地区気にせず」尺度、「宗教気にせず」尺度、「国籍民族気にせず」、「障がい気にせず」尺度を作成した。
- 男性よりも女性のほうが、結婚相手を考える際に「階層気にせず度」、「宗教気にせず度」が低い傾向にある。
- 年齢が低いほど、「階層気にせず度」が低い傾向にあり、逆に、「同和地区気にせず度」は年齢が高いほど低い傾向にある。
- 「宗教気にせず度」は、中年層において低い傾向にあり、「国籍民族気にせず度」は、10代のみ高いことがわかる。
- 2010年度と2015年度と、結婚相手を考える際に気になる傾向に大きな差はみられない。
- 反忌避意識尺度を作成した。

- 反忌避意識は、性別とも年齢とも関連があるとはいえない。
- 2010年度と2015年度と、市民の反忌避意識度に有意な差は見られない。
- 学歴が高いほど反忌避意識は低い傾向にある。
- 暮らし向きが良いほど反忌避意識は低い傾向がみられる。
- 同和問題理解尺度を作成した。
- 同和問題の理解度は、年代が下がるほど低下している。
- 同和問題の理解度は、学歴が高くなるほど高い傾向にある。
- 同和問題の理解度が高くなるほど、人権推進支持意識、被差別責任否定意識、反忌避意識が高くなる。
- 同和問題の理解度が高くなるほど、結婚相手を考える際に、同和地区出身を気にしない傾向がある。
- 2010年度よりも2015年度のほうが、同和問題に関する差別意識や偏見が現在も残っているという比率が高くなり、薄まりつつあるという意識が低くなっている。
- 同和問題理解度が高いほど、同和問題に関する差別意識や偏見の現状認識が厳しい傾向がある。
- 就職差別の将来や結婚差別の将来についての認知は、2010年度と2015年度と、差がみられない。
- 就職差別や結婚差別を近い将来になくするのは難しいと認識している人は、完全になくせると認識している人よりも、被差別責任否定意識、人権推進支持意識、反忌避意識が低く、結婚相手を考える際に、同和地区出身を気にする傾向が高い。

しかし、他方、明らかにできなかった課題もある。

残念ながら、今回は、人権意識に影響する諸要因を検討することができない。なぜなら、分析に必要な設問が含まれていないからである。たとえば、人権意識や差別意識を、具体的にどのように身につけたのかを問う設問がないのである。また、人権意識や差別意識を高めたり下げたりすることに影響する諸要因を検討する設問も用意されていないのである。

5年後に、また、人権に関する市民意識調査が実施されるなら、ぜひ、「平成22年度調査」、「平成27年度調査」との継続性と同時に、変化の要因を探ることを考慮いただきたい。どのような要因が人権意識度や差別意識度の変化に影響するのかを捉えることができないければ、人権意識を高め、差別意識を軽減するための学習や啓発に活かすことができないからである。

「大阪市民の人権問題・同和問題に関わる意識と行政の課題」

大阪府立大学 西田芳正

1. 課題の設定

本稿は、今回行われた意識調査の結果について個別の質問に対する回答に注目し、必要に応じて他の項目との関連や過去の調査結果との比較などの検討も加えることで、市民の人権意識に関わる特徴を明らかにし、今後の施策にとっての課題を導き出すことを目指している。

大阪市が前回 2010 年に実施した人権意識調査においては、結果の概要を示すものと分析に主眼を置いたものの 2 種の報告書が作成された。前者の報告書は、それぞれの質問ごとに回答結果が示され、性、年齢、学歴、職業という基本属性別に集計表が記載されている。そこには膨大な情報が示されているものの、数値の大小についての言及があるのみで、それらから読み取れる傾向や課題にまでの踏み込んだ検討がなされているわけではない。また後者は、複数の質問に対する回答を集約して統計処理し、市民の人権意識のあり様とそれを規定する要因群を明らかにすることを目的としている。人権意識の構造と変化を明らかにする大きな意義を持つ作業であるが、個々の質問から読み取れる情報についての分析は手薄になるという限界がある。

そこで本稿では、両者の中間レベルの分析を通して、個別の質問から読み取るべき知見を整理、検討し、市民への調査結果のフィードバック(発信)と同時に行政施策における課題を示すことを目指している。

その際、調査票の末尾に置かれた「自由記述欄」および各質問の「その他」の選択肢に設けた空欄に記された内容についても重要な情報として分析に繰り込んでいく。この種の調査報告書での自由記述の扱いは、記された内容をタイプ分けし代表的なものを示す程度に留めるのが通例であり、それは、対象となった人の一部が「自由」に書き記した内容は数量的なデータ分析にはなじまないというのが理由である。しかしながら、まさに自発的に自身の言葉で記されたメッセージの内容は、当該テーマに関わる人々の意識や経験をストレートに表したものであり、人々の意識のあり様を細かなニュアンスまで踏み込んで捉えるための手掛かりとして重要である。読み取り作業を慎重に行う必要があることは言うまでもないが、質問の回答に関する分析を補うものとして積極的に位置づけたい。

なお、細かなデータについては、今回新たに追加した集計結果は示すが、既に報告書に記載されているデータについては再掲せず、記載されているページ数のみを記すので、そちらを参照されたい。また、大阪市が行った過去の人権意識調査の報告書からのデータについても適宜示すが、それについては調査年度のみで該当する箇所を記していない。

以下、調査結果について整理、検討していく。その順番は調査票の質問の並びとは別に、回答者の特性、さまざまな人権課題に関する意識、大阪市の人権施策に関わる意識の順に取り上げていく。さらに後半では、多くの質問を用意していた同和問題について、さらに外国籍住民に関わる質問について整理し、最後に今後に向けての課題を整理する。

2. 回答者の特性と生活状況

まず、今回の調査の回答者についての基本情報を整理する。報告書 7 頁(以下、本文中に括弧に入れて頁数を示す)に、1985 年に行われた人権意識調査以降の年齢構成の比較表が掲載されている。それによれば、85 年では 60 歳以上が 2 割であったものが今回は 4 割を越えており、急速な高齢化がここにも現れている。人権に関する意識は年齢と関連する場合が多く、結果の読み取りに際しては年齢別の分析が不

可欠である。

過去の対象者と比べた際の変化としては、社会全体の高学歴化を反映して大学、短大卒が占める比率が上昇していることに加え（1985年の23.8%から47.6%）、職業構成における変化も注目される。「自営業、自由業」およびその「家族従事者」の比率が85年に比して半分に減る反面で（23.0%から10.9%）、非正規労働者（「派遣社員、契約社員、非常勤職員、アルバイト、パート勤め」）が増え全体の16.0%を占めるに至っている（1985年調査では集計されておらず、1990年時点で8.2%）。日本社会全体で非正規雇用の増加が指摘されているが、今回の結果からも同様の変化を確認できる（13頁）。

非正規雇用層の増加は日本社会で拡大する貧困・生活困窮の原因の一つとされている。生活状況を知るために「暮らし向き」についてたずねた質問について、前回2010年の結果と合わせて表1に示す。前回は「どちらともいえない」という中間の選択肢に回答の半数が集まり、また選択肢の言葉も違っているため直接の比較はできないが、2回の調査ともに全体の3割前後の人々が自身の生活状況について「よくない」、「悪い」と受け止めていることがわかる。

表1 現在の暮らし向き

「あなたの現在の暮らし向きは、次のなかのどれにあてはまりますか」

	よい	どちらかといえはよい	どちらかといえはよくない	よくない	不明・無回答
2015年	17.1	48.2	22.6	9.8	2.3
2010年	10.9	11.0	48.9	17.2	4.2
	良い	やや良い	ふつう	やや悪い	悪い 不明・無回答

それでは、どのような人が「暮らし向き」について「よくない」と答えているのだろうか。一例として、男性の非正規雇用で働く人について「よくない」「どちらかといえはよくない」を合わせた回答率を見ると55.5%であり、男性全体の39.1%を大きく上回っている。非正規雇用の拡大など雇用の不安定化が貧困、生活苦につながっていることをここでも確認することができた。

貧困の拡大は日本全体で問題化されているが、生活保護受給率や就学援助率などの指標では、大阪市は全国的にも高い値となっている。貧困や生活に不安を抱えた人々の存在は、人権が保障されていない状態と捉えるべきであり、以下の分析においても留意する必要がある。

3. 人権問題に関する意識状況

3-1 「人権に対する関心」

今回の調査では、冒頭で「あなたは「人権」について関心がありますか」と問うている（問1、17頁）。その結果は、4分の1の回答者が「関心がある」と答え、「少しある」を加えると65.0%であった。その関心がどのような内容なのかを以下で明らかにしていくが、それに先立って前述の「暮らし向き」とのクロス集計の結果を表2に示した。両者の間に明確な関連は見出せないが、暮らし向きが「よくない」とした人々のうちの4割近くが「人権に関心がある」と答えている点に注目したい。「人権」とは生活に余裕ができて初めて考えられるテーマでは決してなく、自分自身や他者の生活の厳しさ、理不尽な経験を捉えるための重要な視点であるはずであり、その関連を読み取ることができる結果ではないだろうか。

表2 現在の暮らし向きと人権に対する関心

	関心				合計	
	関心ある	少しある	あまりない	関心ない		
暮らし向き	よい	34 30.4%	51 45.5%	21 18.8%	6 5.4%	112 100.0%
	どちらかといえばよい	80 24.6%	155 47.7%	75 23.1%	15 4.6%	325 100.0%
	どちらかといえばよくない	42 27.8%	68 45.0%	36 23.8%	5 3.3%	151 100.0%
	よくない	25 38.5%	18 27.7%	17 26.2%	5 7.7%	65 100.0%
	合計	181 27.7%	292 44.7%	149 22.8%	31 4.7%	653 100.0%

3-2 個別の人権課題に関する意識状況

問2では、19項目の人権課題それぞれについて「関心がある」「少し関心がある」「あまり関心がない」「関心がない」と「わからない」の5つの選択肢で関心の程度をたずねている。その結果について、「関心がある」と「少し関心がある」を合わせた回答率の高いものから順番に示す(問2、20頁)。

- 子ども(89.7%)
- 個人情報の流出や漏洩(84.0%)
- 高齢者(82.5%)
- 障がいのある人(81.0%)
- 女性(77.0%)
- 東日本大震災に起因する人権問題(77.0%)
- 北朝鮮当局による拉致問題(73.5%)
- 犯罪被害者とその家族(65.0%)
- インターネットによる人権侵害(64.4%)
- HIV感染者やハンセン病回復者など(57.2%)
- 性的搾取、強制労働など人身取引(54.3%)
- 同和問題(52.9%)
- ヘイトスピーチ(52.3%)
- 外国籍住民(49.7%)
- 刑を終えて出所した人(49.4%)
- ホームレス(41.8%)
- 性同一性障がい(41.4%)
- アイヌの人々(38.3%)
- 性的指向が少数派の人々(36.4%)

2005年の調査では類似の質問として「次の人権問題で、あなたが関心のあるものは何ですか」と問い、10個人権問題を並べ「その他」、「とくにない」を合わせた選択肢について「はいいくつでも」(複数回答)と問うている(「いじめや虐待など子どもの人権問題」、「セクシュアル・ハラスメントなど女性の人権問題」など、それぞれの項目について問題の例示が記されている)。その結果は以下の通り。

こども（70.5%）
 高齢者（43.9%）
 障がい者（42.8%）
 プライバシーをめぐる人権問題（39.4%）
 犯罪被害者とその家族（34.9%）
 女性（33.6%）
 HIV感染者・ハンセン病回復者など（25.9%）
 同和問題（20.8%）
 外国人（18.2%）
 ホームレス（17.3%）

これらの結果から読み取れるのは、まず「こども」、「高齢者」、「障がい者」など身近な人が当事者であったり自分がそうなる可能性の高い人権課題に高い関心が向けられている点である。「個人情報の保護」、「インターネットによる人権侵害」なども、自分自身が被害者となる可能性を考えての回答であろう。さらに、「震災」や「拉致被害者」、「犯罪被害者と家族の人権」など、直接の関わりがないと思われるテーマについても比較的高い関心が向けられていることがわかる。さまざまな原因により苦しみ悩む人がおり、関心、共感を抱いている人が少なくないことがうかがえる結果である。

それに対して、自身が当事者であり、あるいはパートナーとして接している「女性」を選択する率がそれほど高くない点、さらに、大阪市においては朝鮮半島からの多くの移住者が20世紀初頭以来長年に渡って暮らしてきた歴史があり、今後も外国籍住民の数が増えていくことが予想されているにもかかわらず「外国籍住民」についての関心度が低い点も注目される。そして、本稿の後半で扱う「同和問題」も、回答率が低い項目の一つとなっている。

3-3 差別に関する基本的な認識

続いて、「一般的に「差別」というものについて、あなたはどのようなお考えをお持ちですか」とたずね、11の項目それぞれに「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」に「わからない」を加えた5つの選択肢を用意した質問への答えを見る（問3、34頁）。「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた数値の高い項目から示すと、

- 「差別意識をもつこと、差別行為を行うことは、許されないものである」88.0%
- 「差別をなくすために、行政が努力する必要がある」81.7%
- 「差別されている人の話をきちんと聴く必要がある」79.3%
- 「差別意識をなくし人権意識を高めるための啓発や教育を行う必要がある」79.1%
- 「差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要である」69.9%
- 「差別問題についてきちんと理解するためには、差別されている人々との交流を深める必要がある」64.0%
- 「差別されている人々が、差別の現実や不当性を強く社会に訴える必要がある」60.5%
- 「差別は法律で禁止する必要がある」53.8%
- 「差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある」50.5%
- 「差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い」37.3%
- 「差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい」23.7%

となった（問3、34頁）。

8, 9割の回答者が、差別を許さず、なくすための教育や行政の働きかけが必要だとする意識を持っていることがわかる。しかしその反面で、「差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある」に同意する回答が50.5%と半数を超え、「差別されている人の側に問題があることも多い」についても同意が37.3%と無視できない比率となっている。「差別は許されない」、「行政の働きかけや教育が必要」への同意が大多数であったことを踏まえると、それらの意識と差別について自己責任を問う意識が個人のなかで並存している場合が少なくないことがうかがえる。

4. 大阪市の人権問題への取り組みに関する意識状況と課題

4-1 「人権が尊重されているまち」としての大阪市の評価

大阪市はさまざまな人権課題の解決に向けて施策を推進しており、その効果的な展開のために市民の人権に関する意識を把握することを目的としてこの調査を実施している。ここでは、大阪市において人権が尊重されているかどうか、そのための市の取り組みについての意識、さらに市が開設している相談窓口の認知状況とニーズに関わる質問に対する回答を見ていく。

「あなたは、「今の大阪市は、市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と思いますか」との質問に対して、「そう思う」7.9%、「どちらかといえばそう思う」45.0%、「どちらかといえばそうは思わない」29.3%、「そうは思わない」14.5%という回答であった（問13、111頁）。この回答状況は年齢で大きく異なり、若い世代ほど否定的な評価が多くなる（20歳代では「どちらかといえば」を含む「そうは思わない」の回答が62.7%）。

また、14個の人権課題を並べ、それぞれについて「大阪市は「人権が尊重されるまち」であると思いますか」とたずねた質問については、「男性と女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまちである」について評価する回答が最も多かった（「そう思う」11.4%、「どちらかといえばそう思う」50.5%）が「そうは思わない」と明確な否定も10.1%であった。他の多くの項目についても肯定否定が相半ばする結果であり、「そうは思わない」という回答が（1割前後）「そう思う」（1割弱）をやや上回るという結果となっている（問14、114頁）。

4-2 個別の人権問題に関する市の取り組みの必要性

前節で見た問2の19項目について、「大阪市の取り組みについて、どの程度必要であると思いますか」とあらためてたずね、「特に必要」「必要」「必要とは思わない」の選択肢を用意した質問について、「特に必要」という答えが多いものから並べると次のような結果となった。「必要」と合計した数値ではほとんどの項目が9割から7割となり違いを読み取りにくいいため、ここでは「特に必要」という回答だけを取り出している（問15、127頁）。

- 「個人情報の流出や漏えい」(46.3%)
- 「こどもの人権」(33.2%)
- 「北朝鮮当局による拉致問題」(31.4%)
- 「インターネットによる人権侵害」(30.0%)
- 「障がいのある人の人権」(28.3%)
- 「高齢者の人権」(26.5%)
- 「犯罪被害者とその家族の人権」(23.7%)
- 「東日本大震災に起因する人権問題」(23.7%)
- 「性的搾取、強制労働など人身取引の問題」(21.9%)

- 「女性の人権」(16.7%)
- 「ヘイトスピーチ」(15.2%)
- 「HIV 感染者やハンセン病回復者などの人権」(12.9%)
- 「ホームレスの人権」(12.8%)
- 「同和問題」(11.2%)
- 「外国籍住民の人権」(10.8%)
- 「性同一性障がいの人々の人権」(10.6%)
- 「性的指向が少数派の人々の人権」(9.7%)
- 「刑を終えて出所した人の人権」(9.4%)
- 「アイヌの人々の人権」(5.7%)

「個人情報流出や漏えい」が最も多い回答となっており、この面で自分自身が不利益を被るのではないかという危機意識と行政の取組みへの期待の高さがうかがえる。また、先に個別の人権課題への関心を問うた質問について指摘したのと同じく、当事者やパートナーとして身近なはずの「女性」や、見えにくい存在であるにしても身近に存在する「外国籍住民」と、外国籍住民に向けられた「ヘイトスピーチ」の問題、「ホームレス」への取組みが必要だとする回答は他に比して低く、「同和問題」も同様であった。

4-3 行政の相談機関の認知状況

問 18 では、「大阪市では、各区役所で人権相談窓口を開設し、適切なアドバイスを行うほか、相談内容に応じた専門相談機関を紹介・取り次ぎなどの方法で相談者を支援しています」という前文に続いて「あなたは、各区役所における相談窓口をご存知ですか」とたずねている。

その結果は、「知っている」が 19.2%にとどまり、「知らない」という回答が 77.9%と大きく上回るものであった(148 頁)。2010 年調査での同じ質問でも、「知っている」は 18.0%にとどまり、市民への周知が不十分であることを物語っている。

続く問 19 では「大阪市人権啓発・相談センターでは、気軽に相談できる専門相談員による人権相談窓口を開設しています。あなたは、センターの相談窓口をご存知ですか」とたずねているが、この結果も、「知っている」は 14.7%、「知らない」81.8%であり、市民の多数がその存在を知らない実態が読み取れる。

なお、この質問に「知っている」と答えた人に対して「何によってセンターをお知りになりましたか」とたずねた結果は、「区の広報誌」(59.6%)が最多で、「センターの案内用ポスター・パンフレット」(22.9%)が続いている。広報媒体がある程度機能していることはうかがえるが、多様な手段で発信していくことが求められる結果である(問 19-1、154 頁)。

続いて、「あなたは、人権侵害を受けた場合、または受けたと思った場合、家族・親せきや友人以外では、具体的にどちらへ相談しようと思われませんか」とたずね複数回答で答えてもらった結果を見ると、「区役所の人権相談窓口」が 43.3%で最も多く、「大阪市人権啓発・相談センター」が 26.8%、「弁護士」25.7%、「警察」24.1%と続いている(問 20、157 頁)。

この質問は、区役所の相談窓口、市の人権啓発・相談センターを知っているか否かをたずねた問 18、19 の直後に置かれており、その分回答が多くなったと思われるが、同時に公的な相談窓口を市民が望んでいることの現われであり、先に述べたように、両者の存在を市民に広く伝えることが重要な課題であることがわかる。

5. 同和問題と外国籍住民に関する意識状況と課題

さまざまな人権課題と行政の取組みについての質問を整理したのに引き続いて、ここでは同和問題と外国籍住民に関する質問を取り上げる。本稿の最後にあらためて触れるが、歴史的な経緯から二つの問題は大阪市における主要な人権課題であり、これらに関わる市民の意識を把握することには大きな意味があるため、今回の調査においても複数の質問を用意している。

ここまで見てきた質問への回答からは、同和問題への関心は他に比して低いものであった。それは、大阪市民にとって同和問題が見聞きすることの少ない、縁遠い事柄となっているためだろうか。それを考える手がかりとして、まず結婚、就職と居住地選択についての同和問題と関わる質問への回答を取り上げる。

5-1 結婚・就職・居住地選択における差別

結婚に際しての差別についての意識

「結婚相手を考える際に、気になること(なったこと)」をたずねる質問で、「あなたご自身の場合」について 20.3%、「あなたのお子さんの場合」では 20.5%が「同和地区出身かどうか」が気になる(なった)と答えている(問 4、44 頁)。これは、過去の調査(2010 年では 16.8%と 20.0%、2005 年では 19.4%と 22.6%)とほとんど変わらない数値である。

今回も過去の調査についても、年齢別の集計を見ると若い世代で数値が低くなる傾向があり、時間の経過とともにこうした意識が低下することが期待されるが(46 頁)全体としては過去 10 年の間でそうした変化は見られない。

この質問では、自身が「気になる(なった)」かどうかを問うものだったが、「現在、同和地区の人は、結婚する際に相手の親族などに反対されることがあると思いますか」と一般的な状況についてたずねた場合はどうだろうか。「しばしば反対されることがある」、「たまに反対されることがある」の回答と、両者のどちらに○をつけているか不明(それぞれのマークする場所の真ん中に○があるなど)という回答を合わせた比率が 60.4%(問 10-3、95 頁)であり、これは過去の調査とほとんど変化はない(2010 年で 61.7%、2005 年で 59.8%)。結婚に際して地区出身か否かが問題とされ反対を受けることがあるとの認識が広く共有されているのであり、さらに年齢別で大きな変化が見られない点も留意すべきだろう。ちなみに、30 歳代で 64.1%であり、20 歳代については 54.9%とやや低くなるが、この年代では「わからない」が 37.3%と最多となり、逆に「反対されることはない」は 2.0%とすべての年代のなかで最も低い回答であった。(96 頁)

この質問に続いて、「反対される」と答えた人(全体の 60.4%)に対してさらに「近い将来、なくすことができますか」と将来展望をたずねているが、これについては「完全になくせる」(4.4% 「反対される」と答えた人を 100%として。以下同様)、「かなりなくすことができる」(48.7%)、「なくすのは難しい」(46.7%)という結果であった(問 10-4、98 頁)。同様の質問が過去の調査でもなされており、「なくすのは難しい」との回答は 2000 年から 29.8%、32.7%、47.7%と増加傾向にあることが注目される。さらに、今回の回答を年齢別で見ると、年長世代に比べ若い世代で「なくすのは難しい」との回答が増加し、20 歳代では 57.1%という回答となっている(70 歳以上から 20 歳代まで、35.5%、42.3%、50.6%、50.7%、55.8%、57.1%、99 頁)

就職に際しての差別についての意識

就職に際しての差別状況についてたずねた「現在、同和地区の人は、就職するときに不利になることが

あると思いますか」との質問に、「しばしば」「たまに」不利なることがあるとの答えを合わせた（両者の区別ができないものも含む）数値は 48.2%で、過去の同様の質問への回答は 2010 年 44.5%、2005 年 46.5%、2000 年の調査では 63.4%であった（問 10-1、89 頁）。また、年齢別の変化については、結婚についてと同様に大きな変化は見られず、20 歳代で 35.3%とやや低下するが「わからない」とする者が 49.0%まで増え、「不利になることはない」は 30、40 歳代が 24.7%、21.7%であったのに対して 15.7%にまで減っている（90 頁）。

この質問については、先に見た結婚と同様に「不利になる」と答えた人（全体の 48.2%）に対してさらに「近い将来、なくすことができますか」と将来展望をたずねており、「完全になくせる」（4.3%）「かなりなくすことができる」（53.2%）「なくすのは難しい」（42.2%）という結果であった（問 10-2、92 頁）。同様の質問が過去の調査でもなされており、「なくすのは難しい」と悲観的に捉える回答は 2000 年から 24.0%、29.3%、40.5%となり、先の結婚に関する質問への結果と同様の増加傾向が読み取れた。さらに、今回の調査結果を年齢別に見ると、「なくすのは難しい」とする回答が 50、60 歳代では 4 割弱であるのに対して、それより若い世代では半数を超えている（93 頁）。

・居住地選択における忌避意識

問 5 では、「住宅を購入したりマンションを借りるなど、住宅を選ぶ際に、価格や立地条件などが希望にあっても、「同和地区の地域内である」あるいは「小学校区が同和地区と同じ地域になる」物件の場合に避けることがあると思うかどうかをたずねている。結果は、「避けると思う」と「どちらかといえば避けると思う」を合わせた回答がそれぞれ 54.0%、44.9%となり（問 5、50 頁）これは 2010 年の調査とほとんど同じ値（53.8%、43.2%）であった。

5-2 同和問題についての意識

同和問題に関する差別や偏見が残っているか

ここまでは、結婚や就職などに関わる質問への回答を見てきたが、続いて同和問題についての全般的な判断を問う質問に目を移そう。「あなたは、大阪市において、同和問題に関する差別意識や偏見が、現在も残っていると思いますか」との質問への回答は、

「さらに強くなっている」0.7%

「現在も残っている」30.6%

「薄まりつつある」26.6%

「もはや残っていない」5.0%

「わからない」32.4%

であった（問 9、77 頁）。この回答については、年齢別の変化が興味深い。「わからない」とする者の率が若くなるほど高くなり 20 歳代では 49.0%まで増えるのだが（70 歳以上から 20 歳代まで、36.3%、31.5%、19.8%、29.6%、35.8%、49.0%）「現在も残っている」との回答については年齢による変化はほとんどなく、20 歳代でも 35.3%がそう答えているのである（78 頁）。

差別・偏見が残っている理由

それでは、差別や偏見が残っている原因について、市民はどのように認識しているのだろうか。先の質問に「強くなっている」、「残っている」、「薄まりつつある」と今なお差別意識や偏見が「ある」と答えた人（全体の 57.9%）に対して、さらにその理由を複数回答でたずねている。その結果を多いものから並

べると以下ようになる。(問 9-1、80 頁)

「昔からの偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」(59.3%)

「いまでも同和地区の人が、行政から優遇されていると思うから」(39.9%)

「結婚や住居の移転などに際して、同和地区出身者やその関係者とみなされることを避けたいと思うから」(31.6%)

「同和問題を口実に不当な利益などを要求する、いわゆる「えせ同和行為」などを見聞きすることがあるから」(29.3%)

「差別落書きやインターネット上での誹謗や中傷など、差別意識を助長する人がいるから」(27.3%)

「同和問題を解決するために行ってきたこれまでの同和対策の必要性が十分に理解されていないから」(24.0%)

「これまでの教育や啓発の手法では、差別意識をなくすことに限界があるから」(20.7%)

「同和地区の人の生活実態が、現在でも困難な状況におかれたままだから」(10.1%)

昔から引き継がれた偏見や差別意識が、インターネットなど新しい経路も含めて伝えられることに加えて、行政から優遇されている、不当な利益を要求しているなど差別を受ける当事者の側や行政の姿勢に原因や理由を求めるといふ、2つの考え方が主なものである。

なお、2010年の調査でも同様の質問がなされているが、最も多い回答の「昔からの偏見や差別意識の受け入れ」(56.2%)はほとんど変わらず、「行政から優遇されていると思う」(41.7%)についても変化はない。また、「不当な利益を要求」の項目が2010年では45.1%と2番目に高かったものが3割弱に減り、3番目だった「結婚や居住で出身者とみなされるのを避ける」も38.7%から31.6%に減少している。反対に「差別落書きやインターネットでの助長」が19.6%から27.3%に、「同和対策の必要性が理解されていない」が18.5%から24.0%にそれぞれ増加している。

当時盛んに報道されていた「同和利権」について取り上げられることが減り、インターネットなどを通じた差別的な情報の流布が拡大するといった時代状況の変化はあるが、先に整理した2つが主たる原因、理由であるとする見方は変わらないことが読み取れる。

ここまで、差別意識や偏見が残っていると答えた人がその理由としてあげた項目を見てきたが、同時に「薄まりつつある」、「もはや残っていない」と答えた人(全体の31.6%)についてもその理由を9つの選択肢を用意して答えてもらっている。その結果は、

「同和地区の生活環境が大きく改善されたから」25.0%

「身近にいる人が話している内容などから」24.5%

「とくにこれといった理由はない」(23.6%)

が上位にきている(問 9-2、85 頁)。

大阪市における同和問題のあらわれや大阪市の取組みに関する評価

前節で見た問 14「大阪市は「人権が尊重されるまち」であると思いますか」の質問に設けられた「同和地区であることを理由に住居や学校を選択する際に避けたり、同和地区出身者が結婚や就職などの際に不利な扱いを受けることのないまちである」の項目については、「そう思う」が4.8%、「どちらかといえばそう思う」が35.3%となり、否定的な回答(「そうは思わない」13.6%、「どちらかといえばそうは思わない」37.1%)の方が多い結果であった(問 14、114 頁)

また、続く問 15で、「大阪市の取組みについて、どの程度必要であると思いますか」と19個の人権課

題を並べ、それぞれについてたずねたなかの「同和問題に関する取組み」についての意識は、先にも触れた通り「特に必要」とする回答が 11.2%にとどまり、19 項目中では 14 番目であった（問 15、127 頁）

5-3 同和問題についての認知経路と学習経験

同和問題を知ったきっかけ

それでは、市民が同和問題を知る経路や学習状況はどのようなものだろうか。

「あなたが、同和問題について、はじめて知ったのはどういうことがきっかけでしたか」という質問に対して一つの選択肢を選んでもらう回答は、「学校の授業で知った」（32.6%）、「親や周囲の人の話で知った」（27.9%）の 2 つが主要なもので、「テレビ、映画、新聞、雑誌、書籍などで知った」（7.0%）がそれに続いている。なお「知らない」とする者は 8.1%、「覚えていない」者が 5.9%であった（問 7、63 頁）。

2010 年の調査では「父母や家族」（26.4%）、「職場の人」（6.1%）、「学校の友だち」（5.4%）、「近所の人」（5.2%）と分けてたずねているが、身近な人の話と学校の授業を通して同和問題を知った人が多数という傾向は変わっていない（「学校の授業で教わった」は 31.4%）。「テレビ、映画、新聞、雑誌、書籍などで知った」という回答が 13.5%から半分にまで減っているのは、当時盛んに報道されたことの表れかもしれない。

今回の調査結果を年齢別に見ると、60 歳以上の世代は「親や周囲の人の話」が最多だが、その下の 50、40、30 歳代では「学校の授業で知った」が半数以上を占める。しかし 40 歳代から 20 歳代にかけて大きく低下している点にも注目すべきだろう（70 歳以上から 20 歳代まで 5.3%、8.0%、54.8%、59.7%、51.0%、40.7%）。20 歳代についての他の回答は「親や周囲の人の話で知った」20.3%、「知らない」13.6%、「覚えていない」11.9%となっている（64 頁）。

学習経験

先の質問への回答から、学校での授業を通して知ることが若い世代で少なくなっている傾向が見て取れたが、同和問題についての学習経験を問う質問の回答について見てみよう。

「あなたは、同和問題について、学習した（または啓発を受けた）ことがありますか」という質問で、「小学校での授業」、「中学校での授業」の項目について「学習したことがある」と回答した者の比率を年齢別に示す（「学習したことがある、とても理解が深まった」、「学習したことがある、理解が深まった」、「学習したことがある、理解が深まらなかった」の合計）。

小学校については、全体が 35.4%、70 歳以上から 20 歳代までそれぞれ 9.6%、7.7%、49.6%、65.2%、56.8%、52.9%、中学校については全体が 38.2%、70 歳以上からそれぞれ 14.1%、17.7%、51.3%、49.6%、60.5%、66.6%、であった（問 8、68 頁）。60 歳以上の世代では学校での同和教育がほとんどなされなかったのに対して 50 歳代より下の年代では授業で学習したと 5、6 割が答えている。

問 11 では、「次の人権問題について学習した（または啓発などを受けた）中で、いちばん印象に残っているのはどの分野ですか」とたずね、21 個の項目を設けて複数回答でたずねている。その結果について回答の上位のものを並べると以下の通りである（問 11、102 頁）。

- とくに印象に残っているものはない、学習したことがない 17.0%
- 北朝鮮当局による拉致問題 14.8%
- 同和問題 13.6%
- こどもの人権問題 11.3%
- 女性の人権問題 10.5%

障がいのある人の人権問題 10.2%

高齢者の人権問題 6.9%

個人情報流出や漏えいの問題 5.1%

このうち「北朝鮮当局による拉致問題」に回答した 110 人のうち 88 人（8 割）が 50 歳代以上であり年齢による偏りが非常に大きい（ここまで結果を紹介してきた他の質問で「北朝鮮当局による拉致問題」の項目は、関心がある、行政の取組みが必要だとする回答が比較的高いものだったが、これらについても年長世代の回答が高い傾向が見られる）。「同和問題」について「いちばん印象に残っている」と答えた人がそれに次ぐ数値となっているが、年齢別の結果を見ると 70 歳以上から 20 歳代まで 7.7%、12.4%、16.1%、22.7%、14.0%、13.6% となり、若い世代でやや低下していることがわかる。このうち 20 歳代についての回答では、「女性」（30.5%）、「障がい者」（20.3%）を「いちばん印象に残っている」分野と答えており、多様な課題が学校で教えられていることも読み取れる結果である。

学校での人権教育、同和教育の位置づけがどのように変わっているのかについて、今回の調査で直接うかがう手がかりはない。そこで、大阪府に隣接する豊中市で 2013 年に実施された調査の結果を参考データとして紹介したいⁱⁱⁱ。まず、「小学校から高校の間に、差別や人権に関する教育を受けたことがありますか」との問いに「ある」と答えた人（全体の 54.6%）に対してその頻度をたずねた質問への回答を見ると、30 から 50 歳代と比べて 10、20 歳代では低下している（「月に 1～2 回」と「ほぼ毎週」を合わせた回答が 3 割以上だったものが 2 割弱に）。さらに「どのような内容を教わりましたか」と複数回答でたずねる質問に対して「同和問題」と答えた比率が 50 歳代から 16～19 歳まで 82.7%、78.5%、78.2%、45.6%、26.7% と大幅に低下しているのである。若い世代のうち、たとえば 16～19 歳が「教わった」とする回答は「女性の人権問題」（57.0%）、「HIV 感染者の人権問題」（56.4%）、「障害者の人権問題」（54.7%）となっており、多様な人権課題が取り上げられていることがわかる。その面では評価されるべきだが、学習時間が少なくなるなかでの多様なテーマを扱うことの制約が予想され、加えて「同和問題」の位置づけがさらに低いものになってしまうことがうかがえる結果である。

自治体によって学校教育における取組みのあり方は多様であり、豊中市での調査結果をそのまま大阪府に当てはめることはできない。しかし、先に見たように同和問題を「学校の授業で知った」という回答が 40 歳代から 20 歳代で大きく低下しており、豊中市と同様の動きが大阪でも進んでいることが予想される。

今回の大阪府での結果においては、同和問題について「学習したことがある」が「理解が深まらなかった」という回答がいずれの年代でもある程度の比率を占めていることも教育の内容についての問い直しを迫る結果であるが（小学校で、70 歳以上から 20 歳代まで 1.9%、4.6%、21.5%、23.5%、18.5%、19.6%、中学校で 4.5%、8.5%、19.0%、14.8%、18.5%、29.4% 問 8、68 頁）そもそも学校で同和問題について学ぶことがない若者たちが今後増えていくことが予想されるのである。

5-4 自由記述欄に記された同和問題についての意識と経験

調査票の末尾に、問 33「人権問題や今後の人権教育・啓発について、大阪府に対して、何かご意見、ご要望があれば、下欄に自由にお書きください」として半ページ分の欄を設けた。ここに 175 人の方が何らかの書き込みをしている。また、これまで結果を紹介してきた質問のうち経験や考え方を問うものについては、あらかじめ用意した選択肢に加えて「その他」という項目を用意し、横に「具体的に_____」という欄を設けている。今回の調査ではこの「その他」の欄に記載が多数あり、それも合わせて以下に内容を紹介します。そこから読み取れる事柄を整理していく。ちなみに、「その他」の記載例も合わせ、また自

由記述欄に「特にありません」「なし」といった記載だけのケースを除く合計は 239 人分であった。

なお、引用に際しては事例が特定されることのないように配慮したほか、必要に応じて記述者の年代も参考情報として記した。

同和問題を知る経路

はじめに、市民がどのようなかたちで同和問題を知るのかについて見ていく。問 7「はじめて知ったのはどういうことがきっかけでしたか」そして問 8 の同和問題についての学習経験を問う質問の結果から、身近な人々と学校・授業が主な経路であることがわかっているが、この 2 つの問の「その他」の欄に多くの記述があり、そこから具体的な経路についてうかがうことができる。

「友人から」、「友人との会話で」、「友達から学んだ」など友人・知人からとする人が最も多く 16 人、「親や家族から」が 6 人、加えて「世間の話から」、「子どものころ自然に耳に入ってきた」、「なんとなく」、「物心ついた時には理解していた」などの記述もあり、まさに身近な人々とのやりとりのなかで同和問題の存在を知っていくことが読み取れる。さらに、職場で聞いた、知ったと記した人は 6 人で、うち 2 人は「職場の研修会」、「アルバイト先の説明会」が 1 人、「同和地区関係の仕事の発注で」が 1 人、「同僚」から学んだ、が 1 人であった。

家族、友人、そして職場という身近な人々から伝えられる、会話のなかで聞く経験が多くなるのは、住んでいる場所や勤務先の近くに同和地区があることが珍しくなく、地区出身者と接する機会も少なくないことの表れでもある。「近くに同和地区があった」と記した人が 4 人、「職場が同和地区」という人が 1 人おり、地区出身の友達がいたという人も 4 人であった。

それでは、身近な人たちからどのようなメッセージを伝えられているのだろうか。そこまでの記述があるものはごくわずかで、「部落地域はあまり近づかないよう親から教育を受けてきた」(40 歳代)、「親から友人としてのつきあいは許すが、結婚は絶対認めないと常に言われていた」(70 歳代)などがその例である。

身近に同和地区、同和問題があるということは、友人として出会うだけでなく、結婚に際して反対を受け当事者として関わることにもつながることを意味する。たとえば、同和問題を学習した機会について「その他」の欄に「結婚話が出た時」と 50 歳代の女性が答え、また同じ欄に「友人の結婚問題」と記した 70 歳代の女性もいる。

もう一点、「大阪に来てはじめて知った」という記述が 4 例あり、これも大阪という地域では同和問題が身近に存在していることを逆に物語っている。さらに、その 4 例以外に、他県から転勤してきたという 30 歳代の人が「地域やホームレスの問題はインターネットで拡散していると思う」と記しており、「転居の際に地域情報を調べて学んだ」という 40 歳代の人言葉も注目される。

先に問 5 の回答から居住地選択に際して同和地区が避けられる傾向を指摘した。同和地区であるか否かの問い合わせが差別事件として取り上げられることがあるが、この種の情報探索がインターネット上で容易になされていることをうかがわせる記述である。問 8「学習機会」をたずねる質問の「その他」に「自発的な調査」という記載も見られたが、これもインターネットでの検索などを指しているのかもしれない。

逆差別と行政の姿勢への非難

自由記述欄への書き込みのなかには、同和地区、同和問題に関する行政の姿勢を問題だとするものが少なくない。「行政が同和、同和と言い過ぎているように思う。それで差別が大きくなっている」(70 歳代)

「役所もあまり過度に優遇せず、普通に対応してほしい」(60歳代)「行政による同和地区支援はやめるべきだと考えています。甘えを生んでいます」(40歳代)などがその例である。

これらの記述の主たる要素を抜き出せば、「行政(「国が」という例も1人)が同和地区を優遇しすぎだ」というもので、合わせて12人がそのように記しており、「そうした優遇策があるために差別が残っている」と差別が残り続ける理由付けを3人がそこに求めている。

他方で同和地区の人々の行動と生活については、差別されていることを強調し不当な要求を続けており、贅沢な暮らしをしている、というパターンで7人ほどが記しており、「同和問題を口実に不当な利益を要求するので怖いと聞く」(60歳代)「同和問題にやたらうるさいが同和で金をもらって贅沢な暮らしをしている人もいる。もう終わらせるべき問題」(40歳代)「差別ではなく優遇されていることが実情」(50歳代)「同和地区の学校が異常に優遇されているのもおかしい。差別だと皆が言っていますし私もそうだと思います。」(40歳代)がその例である。

これらの記述については、上記した引用例にもあるが、「人のうわさでは逆差別だと聞いたこともあります」(50歳代)「今の同和政策は逆差別だということをよく耳にしました」(70歳代)「給食問題でよく同和との逆差別のような話を聞いたことがあります」(70歳代)など伝聞であることを示す例が見られる。

これらの記述は、ごく一部の人の誤解や伝聞にもとづくものだ、と評価するだけでよいだろうか。先に同和問題が残っている理由をたずねた問9-1の結果を見た際、問題が「残っている」とする人(全体の57.9%)の4割(39.9%)が「いまでも同和地区の人が、行政から優遇されていると思うから」と答えているという結果を踏まえれば、このような意識を4分の1の市民が抱いていることになる。上記の引用は、そうした人々の思いの具体的な現れとして読み取るべきだろう。

なお、この回答についての年齢別の変化はそれほど大きなものではなく、30歳代以上では4割前後、20歳代でも20.0%がこの選択肢を選んでいることにも留意しておきたい(82頁)。

同和地区の住民の側に責任を求める

地区住民の側に問題を求める記述の中には、「マナーが悪い」、「モラルが低い」、「ややこしい人が多い」、「ガラが悪い」などの記述が7例見られた。「全員がそうではないが」などの注記がされる場合もあるが、他の人々に比べて「地区の人にそうした人が多い」という見方をしている点では変わりはない。

また、自身の経験からの判断であると記す人がおり、「地区の人を雇った際トラブルがあった」という70歳代の人以外に、運動団体の名前を出して理不尽な要求をされた、脅迫めいたことを言われたという経験が2例記されている。以前の話であり、また、一度だけの経験であったとしても、「怖かった」、「理不尽な物言いをされた」という経験談として身近な人々の間で伝えられていくエピソードとなっていることが予想される。

同和問題について学校で教えることや行政が扱うことへの批判

自由記述欄には、いわゆる「寝た子を起こすな」という立場から同和問題について教育することが差別が続く原因だとする指摘が9例見られた。「大昔の身分階級のことをわざわざ現在に教育するから差別が生まれてくると多くの人が思っている。知らなければ差別が生まれない場合もあると思います」(40歳代)「同和問題は小学校の授業で知った。それがなかったら同和という言葉も知らなかった。知ってしまったために意識してしまう。若い人は知らないのだから、そのうちに消えると思う」(50歳代)20歳代の人も、同和問題が続くのは「知らないのに教えるからだと思う」と記している。

このような、学校教育で教えることについてのコメント以外に、行政が同和問題について取り上げ啓発活動をする事、さらに今回のような調査を行うこと自体、差別が続く要因となっているとの記述も見られた。前者後者ともに6例ずつであり、その典型例をあげると、「行政が同和同和といいすぎている。それで差別が大きくなっている。最近周囲で同和のことは聞かない。行政が宣伝するポスターばかり目につく(70歳代)」「同和問題はなにもしなければ忘れられる。わざわざ残しているように見える(40歳代)」「人権問題として広げるといつまでも差別意識が消えないのでは?」(30歳代)などである。

後者については「こういう質問がある限り、同和問題はなくならないと思う」(40歳代)「行政による同和地区支援はやめるべきだと思います。・・・わざわざこんなアンケートを行うことも理解できません」(40歳代) 同和問題は「こういうアンケートがある時点でなくなっていないと思う」(30歳代)という記述がその例である。

教育や啓発の重要性

こうした、教育や啓発、行政の取組みに対して否定的なコメントが記されているのと同時に、積極的に評価する記述も12例見られた。そのうちのいくつかを示す。

「小さい頃に正しい人権を学ぶべきだと思う。大人になれば誤った思想はなかなか訂正しずらく無関心でいようとする人が多いと思います」(60歳代)「親からの知識の受け売りで差別的な意識を持っていた。大人になりPTAの人権の講座に参加してずいぶん考え方が変わったように思う」(60歳代)「差別の実態が分からない。関心がない人たちに関心を持たせる取組みがあればいい。それでトラブルが増える不安もあるけれど。義務教育の中で差別の正しい実態、歴史を教えることが大事だと思う」(40歳代)「正しい知識を広める事に真価がある。差別があることだけを広められてもだめ」(30歳代)

さらに、今回の調査について啓発の機会としての意義があったというコメントも5例記されていた。「今回の調査で初めて知った問題であり、一つでも差別がなくなるように自身の考え方も改めて見つけ直したいと思う」(30歳代)「普段考えることのない人権問題を考える良い機会になった」(60歳代)「大阪市が一生懸命に取り組む姿勢が良くわかりました」(70歳代)などである。

5-5 外国籍住民にかかわる意識

同和問題についての意識状況に続いて、今回の調査でいくつかの質問を用意した外国籍住民に関わる意識についての結果を整理していく。

「日本社会全体において、また大阪市においても同様に外国籍住民が多くなっています。あなたは、このことについてどう思いますか」とたずね、6つの項目について問うた質問への回答は、

- 「習慣や文化の違いから、外国籍住民と日本人のトラブルが起こるおそれがある」48.6%
- 「外国籍住民と日本人との交流の機会が増える」44.1%
- 「外国の言語、文化、習慣を知る機会が増える」43.3%
- 「治安が悪化するおそれがある」41.6%
- 「大阪の経済的な発展につながる」35.4%
- 「とくに関心がない」9.6%

という結果となった(問16、141頁)。

また、この質問に続けて「あなたは、「日本人と外国籍住民がともに理解を深めながら、みんなで住みやすいまちをつくっていこう」という考え方について、どう思いますか」と、多国籍住民との共生についての評価を問うたところ、「よいと思う」47.1%、「どちらかといえばよいと思う」33.2%、「どちらかと

いえばよいと思わない」5.1%、「よいとは思わない」3.6%、「わからない」7.8%という結果である（問17、145頁）

これらの回答結果からは、外国籍住民の増加についてトラブルの増加や治安の悪化を危惧する人が半数いると同時に、プラスに評価する回答も4割前後あり、「多文化共生」という考え方については多数が賛意を示していることがわかる。

それでは、自身の生活に直結するテーマではどうだろうか。先に同和問題についても取り上げた問5では、居住地として避けるかどうかを「近隣に外国籍住民が多く住んでいる」という項目についてもたずねており、その結果は「避けると思う」15.2%、「どちらかといえば避けると思う」27.1%、「どちらかといえば避けないと思う」21.7%、「避けないと思う」18.7%、「わからない」15.1%という結果であった（問5、50頁）

なお、この質問では同和地区と外国籍住民の他に、「近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる」、「近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある」という項目もたずねており、「低所得者」については「避けると思う」が15.3%、「どちらかといえば避けると思う」が31.2%、「精神科病院や障がいのある人の施設」についてはそれぞれ14.0%、26.5%という結果であった。これらの数値は「同和地区の地域内である」についてやや高くなる以外はほぼ同水準の回答であった（問5、50頁）

続く質問で、「同和地区内」「同和地区と同じ小学校区」「低所得者」「外国籍住民」「精神科病院や障がいのある人の施設」のいずれかの項目で「避ける」「どちらかといえば避ける」と思うと回答した人に対してその理由を7つの項目についてたずねている。その結果は以下の通りである（問5-1 56頁）

「治安の問題などで不安があるから」65.5%

「生活環境や文化の違い、言葉の問題などでトラブルが多いと思うから」50.5%

「次の転居の際、転売が難しかったり、安く処分せざるを得なかったりすると思うから」30.9%

「自分もその地域の住人と同じだと思われると嫌だから」21.1%

「学力の問題などで、こどもの教育上、問題があると思うから」21.0%

「とくに理由はないが、なんとなく」18.3%

「その他」3.8%

先に見たように、「多文化共生」というスローガンについては評価し受け容れているとしても、実際に自分が外国籍住民と関係を持つことは避けたい、という意識を持つ人が一定数いるのである。それでは、日本人住民と外国籍住民の間でどれほどの関係が結ばれているのだろうか。問29では「あなたは、となり近所や地域の外国籍住民とどのようなつきあいをされていますか」と実際のつきあいのありようを複数回答でたずねており、その結果は、

「親しいつきあいのある外国籍住民がいる」12.9%

「家の外で立ち話をする外国籍住民がいる」6.9%

「あいさつを交わす外国籍住民がいる」20.7%

「となり近所や地域に、つきあいのある外国籍住民はいない」37.8%

「となり近所や地域に、外国籍住民はいない」36.4%

であった（問29、10頁）

この質問は複数回答であり、個々の回答者がどのような関係を持っているのかが読み取りづらいため、回答パターンを改めて整理したところ、「親しいつきあい」をしている12.9%を含め何らかのかたちで外国籍住民とのつきあいがあると答えた人が215人で30.9%、逆につきあいがないと答えた人が480人で全体の69.1%を占めた。このうちの半数近くが外国籍住民がとなり近所や地域には「いない」と答えて

いるのだが、そのなかには気づいていないだけの場合も少なくないだろう。

この問 29 については、同時に外国籍住民に対しても「日本人とどのようなつきあいをしていますか」とたずねる形になっている。回答者は 51 人と少数だが、その結果を見ると、

「親しいつきあいのある日本人の住民がいる」45.1%

「家の外で立ち話をする日本人の住民がいる」35.3%

「あいさつを交わす日本人の住民がいる」37.3%

「となり近所や地域に、つきあいのある日本人の住民はいない」37.3%

という結果である。これについても回答者別に回答パターンを整理したところ、「親しいつきあいのある」人が 23 人で 45.1%、「立ち話」「あいさつ」をする人が 9 人 17.6%、「つきあいのある日本人の住民はいない」人が 19 人、37.3%であった。

長く地域社会で生活しているとしても、外国にルーツがあることを伏せている人が少なくない。日本人住民の 7 割が外国籍住民とはつきあいを持たず、反対に、圧倒的多数の日本人に囲まれて生活しているはずの外国籍住民のうち 4 割が日本人住民とのつきあいが無いという実態は、「多文化共生」が実現しているとは言いがたい。先に見た質問への回答からも明らかのように、異なる文化を持つ人々と共に生活することはさまざまなトラブルにつながる可能性も高くなる。トラブルを双方の力で乗り越え異質性を認め合う作法を身につけることが求められており、そのための情報発信を行政が担うことが課題の一つである。自由記述欄には「外国籍住民が増えトラブルが発生したときの解決策の案内がほしい(70 歳以上)」というコメントが寄せられている。

外国籍住民などに関わる自由記述の内容

先に同和問題についての自由記述の内容を整理したが、外国籍住民に関わる記述もいくつか見られた。関連する他の記述も含めここで紹介する。

「在日の友人がたくさんいる。彼らは理不尽な差別を受けてきた。」(40 歳代)「大阪で生まれ育った在日 3 世。働いて納税もしているのに、国籍の問題で「国民」と見なされない。選挙権が欲しい」(30 歳代)のように、自身や身近にいる外国籍住民の受けてきた差別や経験についての記述が 2 例あったが、他の多くは外国籍住民への非難のコメントであった。

「在日外国人は犯罪やトラブルを多く起こしている。差別を受けるのは自分らにも問題がある」(40 歳代)「外国籍の方々にも日本では嫌がられることはしない、自己主張ばかりしない、街を汚さない等について学ぶ必要がある。差別されるのには理由がある」(40 歳代)など、問題行動を起こすことが差別の原因となっているという記述の他に、外国人への生活保護支給について優遇されているとして非難するコメントが 4 例あった。「外国人への生活保護支給は不要だ」(30 歳代)「在日朝鮮・韓国人については優遇すぎだと思う」(20 歳代)「中国系の住民の生活保護不正受給が多いと聞く。取り締まって欲しい」(40 歳代)「外国人でも大阪に来たら生活保護ができると聞いている」(70 歳代)がその例である。

ところで、生活保護について記したものは、外国籍住民に関連するもの以外にも 2 例見られた。「女性の一人暮らしで生活がギリギリなのに大阪市は「保護」を受けている人が多すぎる。働けない人ならいいが働ける人は 2、3 時間でもできるはず。障がいのある人でもがんばっているのに。大阪市は審査が甘い」(20 歳代)「生活保護や母子手当で不正な受け取りをしている人がいる。受け取るべき人が受け取れていない。審査が甘い大阪市に対して怒りを覚える。」(50 歳代)

不正受給の事例は確かに存在しており、このように記した人の身近にそうした実例があるのかもしれない。自分が苦しい思いをしている、受け取るべき人が受け取れていない、ということからの不正受給と

それを許す審査体制への怒りは当然なものとして理解できる。しかしそれと同時に、一人暮らしの若者や母子家庭の母親が長時間働いてもギリギリの生活しかできないその原因について、つまり雇用や福祉の仕組みにも異議が唱えられるべきではないだろうか。

「同和地区の人や障がいがある人の方が優遇されているのではないかと。全員がそうではないと思うが、贅沢な暮らしをしている」(50歳代)という不満も記されていた。先に見た外国籍住民に対する非難のコメントは、近年注目されているヘイトスピーチとして吐き出される意識のあり様が市民の間に分け持たれている状況を表しており、同和問題に関する自由記述で紹介した「優遇」への非難についても、それぞれ異なる背景があるのと同時に、共通する意識状況の表れとして整理すべき点があるのではないだろうか。

「暮らし向き」の回答と突き合わせてみると、「よくない」と答えた人からも「よい」と答えた人からもこのようなコメントが記されている。自分自身の生活苦から「優遇」されていると見えてしまう人々に対する非難が口にされる場合もあれば、普通の暮らしを営む中での不安、不満、自分たちが努力して手に入れたものが失われるかもしれないという感情を背景としてバッシング、非難のコメントが記される場合もあるのかもしれない。ここまで紹介してきた一連のコメントを、人権意識の低さとして問題視するよりも、自身の人権について守られていない生活が他者の人権をないがしろにしてしまう意識につながっているものと解釈することはできないだろうか。

6. 市民の人権意識と行政の課題

同和問題に関わる意識状況と課題

「人権意識調査」と言いながら、なぜ同和問題に関連する質問が多数あり他の人権課題はほとんど取り上げられないのか。「こうした調査こそ行政による同和問題の特別扱いだ」との意見が自由記述にも見られた。そして本稿においても、同和問題に関する記述に多くの紙幅をさいてきた。特別な位置づけであることはその通りであり、それには理由がある。

同和地区は広く西日本を中心に分布しており、大阪市にもいくつかの地区がある。地区で暮らす人の数も、地区外に出て生活している出身者の数も比較的多い地域である。そして、残念なことに差別事象が繰り返し生起している。本稿では大阪市民にとって「身近にある」ものとして同和問題を描いてきたが、それが実態をとまなうものであることはデータや自由記述が物語っている。

同和問題の第2次大戦後の歴史を簡単に振り返れば、厳しい差別と劣悪な生活実態の解消を求める全国的な運動の成果として1965年に国が出した「同和对策審議会答申」において、同和問題の解決が「国の責務、国民的課題」と位置づけられた。その後1969年から2002年まで同和对策が実施され、その成果として大きく生活実態は改善し、法律の失効にともない対策は終了している。しかし、差別は残り続け、昨年新たに「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立して現在に至っている。

そして、今回の意識調査から浮かび上がるのは、差別が単に残っている、というよりも、同和問題が新たな局面を迎えていると言うべき事態である。

大阪市の2000年以降の調査結果を見ると、同和問題に関わる意識に全体としては大きな変化は見られない。今回の調査結果では、たとえば同和地区の人は結婚に際して反対されることがあるとの回答が6割にのぼり、大阪市は同和地区であることを理由に避けられたり、出身者が結婚や就職で不利な扱いを受けることのないまちであるとの文言に否定的な回答をする人が半数いるなど、「差別は残っている」との意識が広くもたれていた。そのなかで特に注目すべきは、若い世代の意識のありようである。いくつかの質問の結果からは、同和問題を「知らない」、「わからない」とする回答が増えると同時に、「差別は残って

いる」という認識は他の年代と同じ程度で分け持たれ、さらに「なくすのは難しい」とする意識が他の年代よりも多くなるという傾向が読み取れた。

このうち、「知らない」、「わからない」の増加は、特に学校での同和問題を扱う教育の縮小が影響していることが予想される。それでは、「何もしない」でいれば、「知らない」層が増え、同和問題は薄らいでいくのだろうか。残念ながらそうではないことが、今回の結果からも結論できる。

同和問題について「知らない」でいる子どもや若者に対して、身近な人々からの伝播により伝えられる傾向は以前と同様に根強くⁱⁱⁱ、それに加えてインターネットを通して情報が伝えられる傾向が高まりつつある。そこで伝えられるメッセージはどのようなものか。古典的な同和地区への差別的な内容に加え、「行政によって優遇されている」、「不当な利益を得ている」という内容が主なものだろう。

教育や啓発を通じたメッセージが届いていない場合には、「差別は悪いことだとわかっているが、仕方のないもの。差別されている人にも何かしら原因があるらしい。結局、同和問題はなくならない」といった受け止め方が広がっている、というのが今日の若い世代の状況ではないだろうか。

このタイミングで何らかの手立て、取組みがなされない限り、同和問題は潜在化し固定化してしまうという悲観的な見通しを今回の結果から導かざるを得ない。

人権意識のあり方と課題

同和問題以外に、広く人権意識の捉え方についても、今回の調査から考えるべき課題が与えられたのではないだろうか。外国籍住民の存在も、本論で触れた通り大阪では長い歴史があり、近年では世界中の多様な国からやって来て生活するニューカマーの人々も増加傾向にある。しかし、市民の意識レベルでは「多文化共生」のスローガンが受け入れられても、生活レベルでは実態をとまなうものとは言えない現状にあり、ヘイトスピーチに通じる意識も記されていた。

さらに、これも本論中で何度か言及したが、「同和問題」「外国籍住民」についての関心が他の人権課題に比べて低いものであると共に、「女性」についても同様であった。「女性」については大阪市が「人権が尊重されるまち」であると思うかどうかをたずねる質問で、「男性と女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまちである」の項目に同意する人が6割を超え、最も高い回答であったことをどう評価すべきだろうか。なお、この回答に男女でそれほど大きな違いは見られなかった。

自由記述には「差別はなくさなければなりません、区別は必要だと思う」(40歳代)、「差別はよくないことですが区別は必要です」(50歳代)と同じ内容のコメントが見られた。筆者の誤解の可能性もあるが、男性女性の問題についても「男女の違いは差別ではない区別だ」との見方が受け入れられ、現実に女性が被っている不利益に目が向けられていないのではないかと。筆者は、近年実施された堺市の人権意識調査の分析を行った際、「あなたは、性別によって役割を決められたり待遇に差をつけられたりした経験がありますか」とたずね自由記述で記入してもらった内容が印象に残っている^{iv}。100人を超える女性(女性全体の14%ほど)から、職場や家庭での日々の生活のなかで、上司や同僚間、親子やきょうだい間でさまざまな形の不利益を強いられてきた経験が記され、その内容に圧倒された覚えがある。自分自身が、あるいは身近な人間が経験している人権侵害状況(人間らしい暮らしができない、理不尽な扱いを受けるなど)については、この質問のように積極的な問いかけがなされない限り表明されない傾向があるのではないだろうか。

市民の人権意識を捉えようとする時、さまざまな人権課題への関心の度合いをたずねるだけでなく、自分自身や身近な人達の生活のあり方に目を向け、関心を高め、解決に向けて行動したり行政に要求すると

いった姿勢こそが求められるのではないだろうか。

行政の姿勢と課題

最後に、具体的な行政の課題を整理したい。

まず同和問題については、なによりも「行政の姿勢」についての誤解が根強く持たれていることについての手立てが急がれる課題である⁹⁾。先にも触れた通り、同和対策は2002年の法失効とともに終了しているにもかかわらず、「いまでも同和地区の人が、行政から優遇されていると思う」という回答が「差別意識や偏見がなくなる理由」の2番目に選択され、自由記述にも、現在もなお優遇が続いているとするものが多数見られた。

同和対策が始まった歴史的な経緯、背景、その内容と成果、さらに終了した後の現在の行政の取り組みについて市民に理解を求める意識的な発信が、誤解を断ち切るために不可欠の課題である。

さらに、同和問題について若い世代がどのような経路でどのような内容の知識を得ているのか、その実態を把握することが必要であり、また、学校教育や啓発で伝える同和問題についての内容や方法に関して、今日まで蓄積された成果を再構築する取組みを促すはたらきかけも重要である。同和問題は大阪という地域性から重要視されるべきであるだけでなく、差別の中で培われた文化、解放の思想など重要なテーマを含んでおり、さらには義務教育での教科書無償化、就職や結婚差別への反対を契機とした個人情報保護の取り組みなど、すべての人の人権を守るうえで大きな成果をあげてきた点なども含め、人権教育において基礎的、入門的な位置づけがなされるべきではないだろうか。

ヘイトスピーチに対する行政の姿勢も厳しく問われているが、単に「ヘイト対策」を展開するのではなく、前節の末尾で議論したように、ヘイトスピーチの担い手の人権意識に訴えかける戦略が構想される必要があり、それは「暮らしにくさ」を抱える大多数の人達にとっても有効な、自分たち、周囲の人達の暮らしを守り向上させるための意識化をうながすことにつながるはずである。

日常的な行政職員のあり方についてはどうだろうか。本論で見た通り、身近な人権相談窓口へのニーズは高く、その存在が周知されるだけでなく有効に機能することが必要である。自由記述には「人権相談窓口に行った際『家族で相談して』と返された」、あるいは「たらい回しにされただけ」といった記述も見られた。一方で区役所窓口職員の応接態度を高く評価するものも見られ、さらなる改善が求められる。

なお、本論ではそれぞれの質問について職業別に分析することはできなかったが、大半の質問について「公務員・教員」の回答が高い関心、意識を示すものであったことを付言しておく。それは評価すべき点であるが、他と比べて際立って大きな違いが見られるというわけではない。市民の人権を実現する責務を有している者としての「公務員・教員」の存在を重視するという立場¹⁰⁾からは、さらなる意識とスキルの向上を目指した人権研修が活発に行われることが求められる。

本稿では、大阪市における古くて新しい人権課題である同和問題と外国籍住民の問題に焦点を当てたため、調査に盛り込まれた性的多様性など新しいテーマについての意識について触れることはできなかった。それらの分析が残された課題であり、さらに、2000年代より前に行われた同種の調査、他市他地域で行われてきた調査の結果も広く検討し、意味のある施策の展開や今後の調査について構想する必要がある。そしてそれ以上に、今回の調査結果を行政や教育の場で共有し課題を検討すること、広く市民に発信し人権課題についての考えを深めてもらう機会を提供することが優先する課題である。

文献

阿久澤麻理子 2015 「国際人権を学ぶ」肥下彰男・阿久澤麻理子編 2015 『地球市民の人権教育』解放出版社

神原文子 2012 「大阪市人権意識」大阪市 『人権問題に関する市民意識調査分析報告書』

中川喜代子 2012 「大阪市人権問題に関する意識調査の結果から市民の人権意識を分析する」大阪市 『人権問題に関する市民意識調査分析報告書』

堺市 2016 『第7回 堺市人権意識調査結果報告書』

豊中市 2014 『人権についての市民意識調査報告書』

i ネット上での調査報告書の情報を記す

ii 豊中市 2014 年を参照。

iii 神原文子（2012）は身近な人達による「差別の社会化」の影響力の大きさを指摘している。

iv 2015 年に行われた堺市の人権意識調査である。報告書を参照されたい。

v 前回の調査報告書にもこの点が重要課題として指摘されている。（中川 2012 を参照）

vi 2011 年に採択された「人権教育および研修に関する国連宣言」では、公権力を有する者への「研修」に焦点が当てられている（阿久澤 2015、16 頁）

2 資 料



人権問題に関する市民意識調査

平成 27 年 12 月

大 阪 市

調査について

1. この調査は、大阪市が今後の人権教育・啓発施策を推進するうえでの基礎資料として活用するため、市民のみなさまに、人権問題についてのお考えをお聞きするものです。
2. この調査は、満 18 歳以上の市民のみなさまの中から、無作為に 2,000 名の方を選び、調査票をお送りしています。
3. 無記名でお答えいただき、回答結果は統計的に処理しますので、個人の回答内容が外部にもれたり、あなたご自身にご迷惑をかけることはいっさいありません。
4. この調査は、上記目的以外に使用することはありません。また、個人情報保護など、情報管理には十分留意いたします。

記入上の注意

1. あて名のご本人が、お答えになってください。
あて名のご本人が、何らかのご事情でご協力いただけない場合は、次のいずれかに をつけていただき、無記入のままご返信いただければ幸いです。

(一時不在 ・ 転居 ・ 病気 ・ 死去 ・ その他)
2. お答えは、ボールペンや鉛筆などで、あてはまるものの番号に、ハッキリと 印をつけてください。
(質問によっては、具体的に文章をご記入いただくところがあります。)

《 問 い 合 わ せ 先 》

この調査に関するご質問などは、下記までお願いします。

大阪市 市民局 ダイバーシティ推進室

所在地 〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

電 話 (06)6208-7611

FAX (06)6202-7073

最初に、いろいろな人権問題に関する考え方についてお聞きします。

問1 あなたは「人権」について関心がありますか。(は1つ)

1 関心がある	3 あまり関心がない
2 少し関心がある	4 関心がない

問2 あなたは、次の(1)～(19)の人権について関心がありますか。すべての項目についてお答えください。(それぞれ1つに)

	1 関心がある	2 少し関心がある	3 あまり関心がない	4 関心がない	5 わからない
(1) 女性の人権(セクシャル・ハラスメント、家庭や職場における男女差別、配偶者・パートナーからの暴力など)	1	2	3	4	5
(2) こどもの人権(いじめや体罰、児童虐待、児童買春、貧困問題など)	1	2	3	4	5
(3) 高齢者の人権(就職差別、介護の際の身体的・心理的虐待など)	1	2	3	4	5
(4) 障がいのある人の人権(職場における差別待遇、店舗でのサービスの拒否など)	1	2	3	4	5
(5) 同和問題 ¹ に関する人権(結婚や就職などにおける差別、差別発言や落書きなど)	1	2	3	4	5
(6) アイヌの人々の人権(結婚や就職などにおける差別など)	1	2	3	4	5
(7) 外国籍住民 ² の人権(就職差別、住宅入居拒否など)	1	2	3	4	5
(8) ヘイトスピーチ(特定の人種や民族の人々を排斥する差別的な言動など)	1	2	3	4	5
(9) HIV感染者 ³ やハンセン病回復者など ⁴ の人権(日常生活や職場などさまざまな場面での差別やプライバシー侵害など)	1	2	3	4	5

(10)	刑を終えて出所した人の人権（就職差別、住居入居拒否など）	1	2	3	4	5
(11)	犯罪被害者とその家族の人権（興味本位のうわさや心ない中傷、私生活の平穏が害されるなど）	1	2	3	4	5
(12)	インターネットによる人権侵害（他人の誹謗中傷、差別を助長する情報の掲出など）	1	2	3	4	5
(13)	北朝鮮当局による拉致問題	1	2	3	4	5
(14)	ホームレスの人権	1	2	3	4	5
(15)	性的指向が少数派の人々（同性愛、両性愛など）の人権	1	2	3	4	5
(16)	性同一性障がい（身体の性と心の性が一致しない状態）の人々の人権	1	2	3	4	5
(17)	性的搾取、強制労働など人身取引の問題	1	2	3	4	5
(18)	東日本大震災に起因する人権問題（避難生活上のトラブル、放射線被ばくについての風評差別など）	1	2	3	4	5
(19)	個人情報の流出や漏えいの問題	1	2	3	4	5

1 同和問題

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、深刻で重大な社会問題です。

同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であることから、昭和 44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、以後、大阪市においても、法に基づく同和対策事業を実施し、その結果、地区の生活環境は大きく改善されるとともに、差別意識の解消に向けた教育・啓発も推進され、市民の人権意識も高まるなど、同和問題は解決に向けて大きく進んだところ です。

法に基づく特別措置としての同和対策事業は、平成 14（2002）年 3 月末の「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「地対財特法」といいます。）の失効により終了しており、以後は、啓発に取り組むとともに、教育、就労などの残された課題の解決に向けて、一般施策によって取組みを進めています。

2 外国籍住民

大阪市においては、施策や事業などの対象者として考える場合に、大阪市内に居住されている住民であることを念頭に、「外国人」ではなく「外国籍住民」と呼称しており、現在の国籍が外国籍である人々だけでなく、外国にルーツを持つ人々を総称して使用しています。

3 HIV 感染者

エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因ウイルスである HIV = human immunodeficiency virus（ヒト免疫不全ウイルス）に感染した人のこと。エイズは HIV 感染による免疫力の低下によって発症するさまざまな病気の総称（症候群）であり、HIV は性的接触などから感染することが多い。感染を防ぐための正しい知識を得たうえで、日常生活を送る限り感染を恐れる必要はなく、近年では、医療の進歩によって、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

4 ハンセン病回復者など

ハンセン病を発症し、回復した人のこと。ハンセン病はらい菌の感染によって起こる慢性の感染症で皮膚・末梢神経などに病変があらわれ、感染力はきわめて弱い病気です。かつては不治の病とされましたが、現在は治療法が確立しています。隔離する必要は全くないにもかかわらず、患者の外見上の特徴などから特殊な病気として扱われ、古くから隔離政策がとられていました。

昭和 30 年代に至り、これまでの認識の誤りが明白となった後も、隔離政策は依然として改められず、ようやく平成 8（1996）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されて隔離政策は終結し、平成 21（2009）年にハンセン病回復者の福祉の増進、名誉の回復などを目的とする「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されたが、これらの人々は、長期間に及ぶ隔離などにより、病気が完治した後も、社会復帰が困難な状況にあります。



大阪市人権啓発
マスコットキャラクター
にっこりな

次に、いろいろな人権についての意識をお聞きします。

問3 一般的に「差別」というものについて、あなたはどのようなお考えをお持ちですか。
次の(1)～(11)のすべての項目についてお答えください。(それぞれ1つに)

	1 そう思う	2 どちらかといえば そう思う	3 どちらかといえば そう思わない	4 そう思わない	5 わからない
(1) 差別意識をもつこと、差別行為を行うことは、許されないものである	1	2	3	4	5
(2) 差別をなくすために、行政が努力する必要がある	1	2	3	4	5
(3) 差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある	1	2	3	4	5
(4) 差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要である	1	2	3	4	5
(5) 差別されている人々が、差別の現実や不当性を強く社会に訴える必要がある	1	2	3	4	5
(6) 差別は法律で禁止する必要がある	1	2	3	4	5
(7) 差別の原因には、差別されている人の側にも問題があることも多い	1	2	3	4	5
(8) 差別意識をなくし人権意識を高めるための啓発や教育を行う必要がある	1	2	3	4	5
(9) 差別問題についてきちんと理解するためには、差別されている人々との交流を深める必要がある	1	2	3	4	5
(10) 差別されている人の話をきちんと聴く必要がある	1	2	3	4	5
(11) 差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい	1	2	3	4	5

問4 結婚相手を考える際に、気になること(なったこと)はどんなことですか。あなたご自身の結婚の場合と、お子さんの結婚の場合とに分け、気になる項目を選んでください。お子さんがいらっしゃらない方も、いると想定してお答えください。(はいいくつでも)

あなたご自身の場合

1	仕事に対する相手の理解と協力
2	家事や育児の能力や姿勢
3	経済力
4	学歴
5	職業
6	家柄
7	離婚歴
8	国籍や民族
9	相手やその家族に障がいのある人がいるかどうか
10	相手やその家族の宗教
11	ひとり親家庭かどうか
12	同和地区 ⁵ 出身者かどうか
13	その他 (具体的に)
14	とくに気になる(気になった)ことはない

あなたのお子さんの場合

1	仕事に対する相手の理解と協力
2	家事や育児の能力や姿勢
3	経済力
4	学歴
5	職業
6	家柄
7	離婚歴
8	国籍や民族
9	相手やその家族に障がいのある人がいるかどうか
10	相手やその家族の宗教
11	ひとり親家庭かどうか
12	同和地区出身者かどうか
13	その他 (具体的に)
14	とくに気になる(気になった)ことはない

5 同和地区

我が国では同和問題の解決に向け、平成14(2002)年3月に地対財特法が失効するまでの間、同和地区の環境改善や地区住民の生活向上などに向けた取組みが積極的に進められてきました。この調査における「同和地区」とは、地対財特法において取組みを進める対象地域として指定されていた地域をいいます。

問5 あなたは、住宅を購入したりマンションを借りるなど、住宅を選ぶ際に、価格や立地条件などが希望にあっても、次の(1)～(5)のような条件の物件の場合、避けることがあると思いますか。すべての項目についてお答えください。(それぞれ1つに)

	1 避けると思う	2 どちらかといえば避けると思う	3 どちらかといえば避けないと思う	4 避けないと思う	5 わからない
(1) 同和地区の地域内である	1	2	3	4	5
(2) 小学校区が同和地区と同じ区域になる	1	2	3	4	5
(3) 近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる	1	2	3	4	5
(4) 近隣に外国籍住民が多く住んでいる	1	2	3	4	5
(5) 近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある	1	2	3	4	5

上記の回答で、「1.避けると思う」または「2.どちらかといえば避けると思う」が、ひとつもない方は、問6へお進みください。

問5 - 1 【問5の(1)～(5)のいずれかの項目で「1.避けると思う」または「2.どちらかといえば避けると思う」と回答された方のみ】

住宅の購入や入居を避けるのはなぜですか。(はいくつでも)

1	次の転居の際、転売が難しかったり、安く処分せざるを得なかったりすると思うから
2	生活環境や文化の違い、言葉の問題などでトラブルが多いと思うから
3	治安の問題などで不安があるから
4	学力の問題などで、こどもの教育上、問題があると思うから
5	自分もその地域の住人と同じだと思われると嫌だから
6	とくに理由はないが、なんとなく
7	その他(具体的に_____)

問6 【すべての方にお聞きします】 一般的に、不動産取引の際に次のような理由（問5 - 1の回答）で避けることについてどう思いますか。（ は1つ）

- ・ 次の転居の際、転売が難しかったり、安く処分せざるを得なかったりと思うから
- ・ 生活環境や文化の違い、言葉の問題などでトラブルが多いと思うから
- ・ 治安の問題などで不安があるから
- ・ 学力の問題などで、こどもの教育上、問題があると思うから
- ・ 自分もその地域の住人と同じだと思われると嫌だから
- ・ とくに理由はないが、なんとなく

1 差別につながると思う

3 どちらともいえない

2 差別とは無関係だと思う

4 わからない

問7 あなたが、同和問題について、はじめて知ったのはどういうことがきっかけでしたか。（ は1つ）

1 親や周囲の人の話で知った

2 学校の授業で知った

3 講演会、研修会で知った

4 市をはじめとする行政の広報紙などで知った

5 テレビ、映画、新聞、雑誌、書籍などで知った

6 インターネット上の情報などで知った

7 自分の身近で同和問題に関する差別があった

8 覚えていない

9 その他（具体的に_____）

10 同和問題については、知らない

問11へお進みください

問8 あなたは、同和問題について、学習した（または啓発などを受けた）ことがありますか。それはどのような機会を通じてでしたか。また、それらの機会を通じて、同和問題についてどの程度、理解が深まりましたか。次の（1）～（12）の項目についてそれぞれお答えください。（それぞれ1つに ）

	学習したことがある			
	1 とても理解が深まった	2 理解が深まった	3 理解が深まらなかった	4 学習したことはない、おぼえていない
（1） 小学校での授業	1	2	3	4
（2） 中学校での授業	1	2	3	4
（3） 高等学校での授業	1	2	3	4
（4） 大学、大学院での授業、講義	1	2	3	4
（5） 市民対象の講座など	1	2	3	4
（6） 職場の研修	1	2	3	4
（7） PTA や民間団体主催の研修	1	2	3	4
（8） 書籍などを読んだ	1	2	3	4
（9） 行政が作成した資料、広報、ホームページなどを見た	1	2	3	4
（10） テレビ番組や映画などを観た	1	2	3	4
（11） 同和地区内の人との交流などを通じて、同和問題について学んだ	1	2	3	4
（12） その他（具体的に_____）	1	2	3	4

問9 あなたは、大阪市において、同和問題に関する差別意識や偏見が、現在も残っていると思いますか。(は1つ)

1	さらに強くなっている	}	問9 - 1をお答えください
2	現在も残っている		
3	薄まりつつある		問9 - 1、9 - 2のどちらもお答えください
4	もはや残っていない		問9 - 2をお答えください
5	わからない		問10へお進みください

問9 - 1 【問9で「1～3」のいずれかに回答された方のみ】同和問題に関する差別意識や偏見がなくなるのは、なぜだと思いますか。(はいくつでも)

1	結婚や住居の移転などに際して、同和地区出身者やその関係者とみなされることを避けたいと思うから
2	差別落書きやインターネット上での誹謗や中傷など、差別意識を助長する人がいるから
3	同和問題を解決するために行ってきたこれまでの同和対策の必要性が十分に理解されていないから
4	同和地区の人の生活実態が、現在でも困難な状況におかれたままだから
5	これまでの教育や啓発の手法では、差別意識をなくすことに限界があるから
6	昔からの偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから
7	いまでも同和地区の人が、行政から優遇されていると思うから
8	同和問題を口実に不当な利益などを要求する、いわゆる「えせ同和行為」などを見聞きすることがあるから
9	その他(具体的に_____)
10	わからない

問9 - 2 【問9で「3または4」のいずれかに回答された方のみ】 同和問題に関する差別意識や偏見が、薄まりつつある、もはや残っていない、と思われるのはなぜですか。
(はいくつでも)

- 1 自分の身近にいる人が話している内容などから
- 2 インターネット上の情報やメディアによる報道、書籍などで情報を得たから
- 3 学校での授業や、地域や職場での研修が行われているから
- 4 地方公共団体や民間啓発団体などの啓発が行われているから
- 5 同和地区の生活環境が大きく改善されたから
- 6 以前、同和地区あるいはその近くに住んでいて、その時の印象から
- 7 同和地区の友人や知人との交流を通じての印象から
- 8 とくにこれといった理由はない
- 9 その他(具体的に_____)

問10 現在、同和地区の人は、就職するときに不利になることがあると思いますか。また、結婚する際に相手の親族などに反対されることがあると思いますか。それは、近い将来、なくすことができると思いますか。(それぞれ1つに)

・就職について

1 しばしば不利になることがある 2 たまに不利になることがある	3 不利になることはない 4 わからない	→	「結婚について」へ、お進みください
-------------------------------------	-------------------------	---	-------------------

近い将来、なくすことができると思いますか。

1 完全になくせる	2 かなりなくすことができる	3 なくすのは難しい
-----------	----------------	------------

・結婚について

1 しばしば反対されることがある 2 たまに反対されることがある	3 反対されることはない 4 わからない	→	問11へ、お進みください
-------------------------------------	-------------------------	---	--------------

近い将来、なくすことができると思いますか。

1 完全になくせる	2 かなりなくすことができる	3 なくすのは難しい
-----------	----------------	------------

【ここからは、また、すべての方にお聞きします】

問 11 次の人権問題について学習した（または啓発などを受けた）中で、いちばん印象に残っているのはどの分野ですか。（ は1つ）

1	女性の人権問題	12	インターネットによる人権侵害に関する問題
2	こどもの人権問題	13	北朝鮮当局による拉致問題
3	高齢者の人権問題	14	ホームレスの人権問題
4	障がいのある人の人権問題	15	性的指向が少数派の人々の人権問題
5	同和問題	16	性同一性障がいの人々の人権問題
6	アイヌの人々の人権問題	17	性的搾取、強制労働など人身取引の問題
7	外国籍住民の人権問題	18	東日本大震災に起因する人権問題
8	ヘイトスピーチ	19	個人情報の流出や漏えいの問題
9	H I V感染者やハンセン病回復者などの人権問題	20	その他 （具体的に_____）
10	刑を終えて出所した人の人権問題	21	とくに印象に残っているものはない、 学習したことがない
11	犯罪被害者とその家族の人権問題		

問 12 あなたは、これまでの経験を通じて、人権問題についての理解を深めるために、どのような形式で、学習をしたいと思えますか。（ はいくつでも）

1	教師や学識者による授業、講義・講演
2	差別を受けている当事者との交流や支援団体などの職員による授業、講義・講演
3	DVD やビデオなど映像媒体を用いたもの
4	グループ討論や模擬体験などを通じた参加・体験型の学習
5	施設の見学
6	歴史をたどるフィールドワークなどの学習
7	書籍など
8	行政が作成した資料、広報、ホームページなど
9	テレビ番組や映画など
10	その他（具体的に_____）
11	とくに学習する必要はない

続いて、人権に関する大阪市の取組みについてお聞きします。

問 13 大阪市では、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」にもとづき、多様な取組みを進めています。あなたは、「今の大阪市は、市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と思いますか。(は1つ)

1 そう思う	3 どちらかといえばそうは思わない
2 どちらかといえばそう思う	4 そうは思わない

問 14 あなたは、次の(1)～(14)のそれぞれの人権課題に関する項目について、大阪府は「人権が尊重されるまち」であると思いますか。すべての項目についてお答えください。(それぞれ1つに)

	1 そう 思う	2 ど ち ら か と い え ば そ う 思 う	3 ど ち ら か と い え ば そ う は 思 わ な い	4 そ う は 思 わ な い
(1) 男性と女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまちである	1	2	3	4
(2) 配偶者・パートナーなどからの暴力(DV)の相談が受けられ、安心して暮らせるまちである	1	2	3	4
(3) こどもが各々の個性を発揮し、夢や目標に向かって、いきいきと暮らせるまちである	1	2	3	4
(4) 子育て家庭が安心してこどもを産み育てられるまちである	1	2	3	4
(5) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちである	1	2	3	4
(6) 高齢者がさまざまな活動の場に恵まれ、社会参加を通じ、生きがいを持って暮らせるまちである	1	2	3	4
(7) 障がいのある人が就労の機会に恵まれ、自立した生活を営めるまちである	1	2	3	4
(8) 障がいのある人がさまざまな生活相談ができ、安心して生活を営めるまちである	1	2	3	4

(9)	同和地区であることを理由に住居や学校を選択する際に避けたり、同和地区出身者が結婚や就職などの際に不利な扱いを受けることのないまちである	1	2	3	4
(10)	外国籍住民が地域社会の一員として、さまざまな相談や情報提供を受けることができるなど、充実した生活が営めるまちである	1	2	3	4
(11)	事業者の持つ市民の個人情報保護され、適切に取り扱われているまちである	1	2	3	4
(12)	犯罪被害者やその家族が再び平穏に暮らせるようになるために、地域の人々の理解や協力が得られるまちである	1	2	3	4
(13)	ホームレス状態にある人が自立して再び地域社会の中で生活を営めるまちである	1	2	3	4
(14)	LGBT ⁶ などの性的少数者の方が差別を受けることなく、自分らしく生きることができるまちである	1	2	3	4

6 LGBT

「L」はレズビアン（女性同性愛者）、「G」はゲイ（男性同性愛者）、「B」はバイセクシュアル（両性愛者）、「T」はトランスジェンダーの頭文字をとった略語。トランスジェンダーは、生まれたときに法律的、社会的に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人（性同一性障がいも含む）のことです。性のあり方が多数派とは異なる面がある人々のことを総称して性的少数者といいます。

問15 あなたは、次の(1)～(19)の項目に関する大阪市の取組みについて、どの程度必要であると思いますか。すべての項目についてお答えください。(それぞれ1つに)

	1 特に必要	2 必要	3 ない必要とは思わ
(1) 女性の人権に関する取組み	1	2	3
(2) こどもの人権に関する取組み	1	2	3
(3) 高齢者の人権に関する取組み	1	2	3
(4) 障がいのある人の人権に関する取組み	1	2	3

(5) 同和問題に関する人権の取組み	1	2	3
(6) アイヌの人々の人権に関する取組み	1	2	3
(7) 外国籍住民の人権に関する取組み	1	2	3
(8) ヘイトスピーチに関する取組み	1	2	3
(9) HIV感染者やハンセン病回復者などの人権に関する取組み	1	2	3
(10) 刑を終えて出所した人の人権に関する取組み	1	2	3
(11) 犯罪被害者とその家族の人権に関する取組み	1	2	3
(12) インターネットによる人権侵害に関する取組み	1	2	3
(13) 北朝鮮当局による拉致問題に関する取組み	1	2	3
(14) ホームレスの人権に関する取組み	1	2	3
(15) 性的指向が少数派の人々の人権に関する取組み	1	2	3
(16) 性同一性障がいの人々の人権に関する取組み	1	2	3
(17) 性的搾取、強制労働など人身取引の問題に関する取組み	1	2	3
(18) 東日本大震災に起因する人権問題に関する取組み	1	2	3
(19) 個人情報流出や漏えいの問題に関する取組み ⁷	1	2	3

7 本人通知制度

大阪市では、不正な請求を抑止するとともに、個人の権利の侵害の防止を図ることを目的として、平成 27 年 2 月より、住民票の写しや戸籍謄本などを、代理人や第三者に交付した場合に、希望する本人(事前に登録が必要)に交付したことをお知らせする本人通知制度を導入しております。

問 16 大阪市の多文化共生の取組みについてお聞きします。

日本社会全体において、また大阪市においても同様に外国籍住民が多くなっています。
あなたは、このことについてどう思いますか（はいくつでも）

- 1 外国籍住民と日本人との交流の機会が増える
- 2 外国の言語、文化、習慣を知る機会が増える
- 3 大阪の経済的な発展につながる
- 4 習慣や文化の違いから、外国籍住民と日本人のトラブルが起こるおそれがある
- 5 治安が悪化するおそれがある
- 6 とくに関心がない

問 17 あなたは、「日本人と外国籍住民がともに理解を深めながら、みんなで住みやすいまちをつくっていこう」という考え方について、どう思いますか。（は1つ）

- 1 よいと思う
- 2 どちらかといえばよいと思う
- 3 どちらかといえばよいとは思わない
- 4 よいとは思わない
- 5 わからない

問 18 大阪市では、各区役所で人権相談窓口を開設し、適切なアドバイスを行うほか、相談内容に応じた専門相談機関を紹介・取り次ぎなどの方法で相談者を支援しています。あなたは、各区役所における相談窓口をご存知ですか。（は1つ）

- | | |
|---------|--------|
| 1 知っている | 2 知らない |
|---------|--------|

問 19 大阪市人権啓発・相談センター（以下、「センター」といいます。）では、気軽に相談できる専門相談員による人権相談窓口を開設しています。あなたは、センターの相談窓口をご存知ですか。（は1つ）

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1 知っている（問 19-1 へ） | 2 知らない（問 20 へ） |
|-------------------|----------------|

問 19 - 1 【問 19 で「 1 」と回答された方のみ】 何によってセンターをお知りになりましたか。(はいくつでも)

- 1 センターの案内用ポスター・パンフレット
- 2 区の広報紙
- 3 市のホームページ
- 4 区のホームページ
- 5 市役所で紹介された
- 6 区役所で紹介された
- 7 知人や友人などから聞いた
- 8 その他(具体的に_____)

問 20 大阪市の人権相談の取組みについてお聞きします。

あなたは、人権侵害を受けた場合、または受けたと思った場合、家族・親せきや友人以外では、具体的にどちらへ相談しようと思われませんか。(はいくつでも)

- 1 学校や職場
- 2 地域の町会役員や民生委員・児童委員
- 3 区役所の人権相談窓口
- 4 大阪市人権啓発・相談センター
- 5 専門相談機関(クレオ大阪・児童相談所・地域包括支援センターなど)
- 6 法務局や人権擁護委員
- 7 弁護士
- 8 警察
- 9 民間団体(ボランティア団体・NPO法人など)
- 10 その他(具体的に_____)
- 11 相談しようとは思わない

最後に、あなたご自身のことについてお聞きします。これまでお聞きしたことを統計的に分析するためのものですので、ご協力をお願いします。

問 21 あなたの性別は。(は1つ)

- | | | |
|------|------|---------------|
| 1 男性 | 2 女性 | 3 その他、回答したくない |
|------|------|---------------|

問 22 あなたの年齢は。平成 27 年 12 月 1 日現在の満年齢でお答えください。(は1つ)

- | | | | |
|---------|---------|---------|----------|
| 1 10 歳代 | 3 30 歳代 | 5 50 歳代 | 7 70 歳以上 |
| 2 20 歳代 | 4 40 歳代 | 6 60 歳代 | |

問 23 あなたが現在お住まいの区は。(は1つ)

- | | | | |
|-------|---------|---------|---------|
| 1 北区 | 7 港区 | 13 東淀川区 | 19 阿倍野区 |
| 2 都島区 | 8 大正区 | 14 東成区 | 20 住之江区 |
| 3 福島区 | 9 天王寺区 | 15 生野区 | 21 住吉区 |
| 4 此花区 | 10 浪速区 | 16 旭区 | 22 東住吉区 |
| 5 中央区 | 11 西淀川区 | 17 城東区 | 23 平野区 |
| 6 西区 | 12 淀川区 | 18 鶴見区 | 24 西成区 |

問 24 あなたは、大阪市内にどのくらいの期間お住まいですか。(は1つ)

- | | | |
|---------|----------------|----------|
| 1 5 年未満 | 2 5 年以上～10 年未満 | 3 10 年以上 |
|---------|----------------|----------|

問 25 あなたは配偶者(事実婚のパートナーを含む)がおられますか。(は1つ)

- | | | |
|------|-------|--------------|
| 1 いる | 2 いない | 3 いたが離別、死別した |
|------|-------|--------------|

問 26 あなたは、子どもがおられますか。(は1つ)

- | | | |
|----------|-------|------------------|
| 1 いる(人) | 2 いない | 3 その他(具体的に_____) |
|----------|-------|------------------|

問 27 あなたは、関心のある人権問題の解決に向けて、なにか具体的な活動をしてみたいと考えていますか。(は1つ)

- | | | | |
|---|--------------|---|---------------|
| 1 | すでに活動している | 4 | 人から誘われれば活動したい |
| 2 | 活動に向け準備をしている | 5 | 活動したいとは思わない |
| 3 | 機会があれば活動したい | | |

問 28 あなたは地域の行事やボランティア活動などに参加していますか。(は1つ)

- | | | | |
|---|------------|---|------------|
| 1 | 参加している | 3 | あまり参加していない |
| 2 | ときどき参加している | 4 | 参加していない |

問 29 日本人と外国籍住民のつきあいについてお答えください。

A 日本国籍の方にお聞きします。あなたは、となり近所や地域の外国籍住民とどのようなつきあいをされていますか。(はいくつでも)

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 | 親しいつきあいのある外国籍住民がいる |
| 2 | 家の外で立ち話をする外国籍住民がいる |
| 3 | あいさつを交わす外国籍住民がいる |
| 4 | となり近所や地域に、つきあいのある外国籍住民はいない |
| 5 | となり近所や地域に、外国籍住民はいない |

B 外国籍住民の方にお聞きします。あなたは、となり近所や地域の日本人の住民とどのようなつきあいをされていますか。(はいくつでも)

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1 | 親しいつきあいのある日本人の住民がいる |
| 2 | 家の外で立ち話をする日本人の住民がいる |
| 3 | あいさつを交わす日本人の住民がいる |
| 4 | となり近所や地域に、つきあいのある日本人の住民はいない |

問 30 あなたが最後に卒業された学校は、次の中のどれですか。(在学中の方は在学している学校をお答えください。)(は1つ)

- 1 中学校、旧制小学校、旧制高等小学校
- 2 高等学校、中学校卒業が入学資格の専修学校・各種学校、旧制中等学校
- 3 短期大学・高等専門学校、高等学校卒業が入学資格の専修学校・各種学校、旧制高等学校、専門学校
- 4 大学、大学院
- 5 その他
(具体的に_____) <例：高等学校中退>

問 31 あなたが現在している仕事は、次の中のどれですか。いちばん近いものをお答えください。(は1つ)

- 1 自営業、自由業(さまざまな専門技術職を含む)
- 2 自営業、自由業などの家族従事者
- 3 民間企業・団体の経営者、役員
- 4 従業員数 25 人未満の民間企業・団体の職員(正規雇用)
- 5 従業員数 25 人以上 300 人未満の民間企業・団体の従業員(正規雇用)
- 6 従業員数 300 人以上の民間企業・団体の従業員(正規雇用)
- 7 公務員(教員をのぞく)
- 8 教員
- 9 派遣社員、契約社員、非常勤職員、アルバイト、パート勤め
- 10 その他、有業者(具体的に_____)
- 11 家事専業
- 12 学生
- 13 無職

